

逆説としての祖国

——サン・ジュストあるいは「事物の力」——

大野英二郎

フランス革命は国家および社会に激烈な変化をもたらしたが、それは当時の人々にとつて世界の枠組みが崩壊し、難渋しながら再構築されていくことを意味し、個の存在をも深刻に動搖させた。そのような状況の中で、社会に対する個人の帰属はどのように認識されたのであろうか。祖国とは何であったのか。本稿ではサン・ジュストを中心に、革命を遂行した体制の側から祖国の概念と帰属意識の変容を観察していくことにする。

ルイ・アントワーヌ・ド・サン・ジュストは一七六七年フランス中央部ドシーズに生まれている。すなわちチボーデのいう「フランス革命を二〇歳前後で迎えた世代⁽¹⁾」に属している。バンジャマン・コンスタンとは同年、スター夫人より一才年少、シャトブリアンより一才年長である。もちろん彼らは自分たちが同世代に分類されるようになることを予想していたわけではない。同一の時代を生き、同一の体験を経た世代が存在したことを認識するのは、幸いにも長寿を全うし、新世代の登場を目の当たりにした者だけであろう。⁽²⁾後世名を残すことになる同年の作家、文学者たちが革命の間いすれも社会の周縁的存在として生きることを

強いられたのに比較すると、サン・ジュストは革命運動と政府中枢に参画して、嵐のような日々を送り、まさに内部からフランス革命を体験する。一七九四年テルミドール反動で逮捕、処刑されたとき、彼はまだ弱冠二七才にすぎなかつた。

しかし、いかに短い人生であつたとはいゝ、サン・ジュストの事績を追尋する際にはいくつもの困難に遭遇せざるをえない。第一に、革命の天使として英雄視するのであれ、冷酷無慚な殺人鬼と非難するのであれ、彼の存在は不可思議な神話に包まれてしまつてゐる。それは二世紀に及ぶ時間的隔たりの結果である以上に、生前から様々な風評や伝聞が交錯して作り上げられていたものであるに違いない⁽³⁾。政治的利害をもたずにはいられなかつた同時代の人間は当然のこと、近親者や親交があつた者の証言すらきわめて主観的傾向、さらには政治的偏向を免れなかつた。いわんや後世の記述においておや。たとえばミシェレが伝えてゐるサン・ジュストの行状は、何が誰の証言によるものであり、何が歴史家の想像力による產物なのであろうか。その『フランス革命史』はサン・ジュストがランスに学んだ際、自室を「涙模様の壁紙で覆つて、自分が死者であることを夢想していた」と記し、そこから彼のフリリー・メーソンとの関わりを示唆している⁽⁴⁾。資料を博捜し、あたうる限り生存者の証言を蒐集したといわれる歴史家のこと、何らかの確証があつたのであろうとは推測されるが、今日それをどのように検証できるのであろうか。出所不明の逸話の数々は、夭折した青年を神話的存在に仕立て上げる。そして何度も引用が繰り返された結果、サン・ジュストの評伝には真偽を判別しがたい逸話が多くちりばまることになつた。したがつて我々はそれらの挿話に対しても慎重な態度を貫き、サン・ジュストが残したテキストを中心に考察を進めなければならないだろう。

第二は、サン・ジュストが自己を語ることについて禁欲的であつた点である。彼は内面を吐露するような

ものはおろか、私的文章をあまり残していない。政治活動開始以前に記されたいくつもの除けば、ほとんどの文章は公的な場で作成、発表されている。わずかに残された近親者宛の書簡には、家族愛にあふれた気遣いが記されている。また彼の遺稿、より正確にはテルミドールの後に彼の住居から押収された書類の中にあつた手帳の中には、意外にも文学的な断章が見出される。それは女性との逢い引きを物語つて、冷え冷えとした様子の来訪、沈黙の中の包容、涙、別離の決意、感情の決定的な行き違いなどを描写しており、青年の複雑な自我と繊細な感情生活を垣間見させるものであろう。このような文章が破棄されずに残されたことを考えると、記された体験ないしは物語に対して、青年が思い入れ、あるいは執着を抱いていたであろうことが推察される。すでにいくつか確認されているサン・ジュストの恋愛体験のいすれかを下敷きにしたのであろうか。してみればこの物語は、彼が政治の激流に身を投じた後も、長く心に影を落としていたのであろう。しかしながら断片はあまりに短く、その不完全さのゆえに、青年の人格が備えていた奥深さを想像させるものの、それ以上を詮索するには不十分である。したがつて、すでに我々が観察してきた人々に対するように、サン・ジュストの私的な感情や内面の変化をたどることは断念せざるを得ないのである。

第三は、彼が記した文章の成立を巡つて吟味が必要なことである。政治活動開始以前の文書、未刊のまま残された理論的論考、公安委員会に提出された報告、議会での演説は、それぞれが正確な目的と固有の論理を持ったものであり、公と私、理論と実践は峻別すべきであるともいえるだろう。慌ただしい公務の間に記された文書は彼の行動と密接に結びついている。公的文章は、政治情勢の要請によつて採用された様々な施策を説明するものが多く、現実との妥協ないし葛藤が露わであつて、彼自身の思想を直截表明するものではありえない。この意味で、彼の理想がどこにあつたのかという問は、決して消えることはないだろう。けれ

どもサン・ジュストに関して私と公、思想と実践、思惟と行動を区別しては、曲折せざるを得なかつた彼の軌跡をむしろ曖昧にしてしまうおそれがあるのではないだろうか。私的にであれ公的にであれ、いかなる言説が不可避的に彼を通過していったかを明らかにすることによって、初めてその生涯の意味は把握しうるものではないだろうか。そもそもサン・ジュストにおいては行動の前にすでに堅固な理論体系が確立していて、そこから演繹的に具体的行動が決定されたわけではない。時を経、彼が置かれた具体的な状況に対応しつつ、その思考は次第に明確なものとなつていた。この意味においても、彼の思考と行動を分離して観察することは意味を持たなくなる。

「事物の力によって、思いがけぬところに至つた」⁽⁵⁾

と述懐することになる彼の思考が、外的状況の影響を被らずに発展したと考えることは出来まい。現実政治の中に深く関わつていつた彼が、種々の報告や演説をするときに、実現可能性や政治的効果について思いを巡らせなかつたはずはない。つまり彼が残した文章は、当時の状況の中において読み解かれるべきものであろう。現実政治を動かした人間として、彼は行動へ連なる言葉以外を持つるはずもなかつた。もちろん、サン・ジュストの行動と言説がすべて状況によつて決定された訳でもない。ある状況に対したとき、彼がどのように反応したかは、その個性に負うところもあるであろう。「敢えて行うこと」は、彼の心性に深く根ざした衝動でもあつた。⁽⁶⁾ 極端へと突き進み、不可避的に先鋭化する傾向は、革命における党派行動の基本的方

向性であると同時に、サン・ジュストの性格でもあつたのである。

第四には、サン・ジュストの文体の問題があげられる。彼は言語の効果についてきわめて敏感であつて、伝統的雄弁術に流されることなく、スバルタ風簡潔さを重視していたのであつた。⁽⁷⁾ 演説は即興でなく、棒

読みでなく、いったん記憶された文章が朗々と展開されるべきものであつた。そのためサン・ジュストは警句風の表現を手帳に書き留めて、そこから演説に用いるべき表現を選び取っていたともいう⁽⁸⁾。しかし簡潔を旨とする表現が、しばしば生硬で、独断的になる傾向は否めない。警抜な表現は、解釈次第では意味を逆転させうる可能性さえ有している。また強い効果をねらつての断定癖は、国王裁判に見られるように、状況を開する勇氣にも結びつこうが、他面、内部論理の要請が優先されて、現実から遊離していくことを避けえなかつたようにも観察される。現実政治の中に身を置いていた彼の言説は、その行動と切り離されることは決してなかつたが、言説自体には自己完結的な危うさが常に包含されているといえるだろう。

しかし様々な報告や演説がサン・ジュストによつてなされたこと、それらの文章が彼の思想を直截表現していないにせよ、彼が選び取つた表現であることは疑い得ない。政治的活動を始める前、彼は自己の帰属をどのように考えていたのか。そして、その意識はどのような変容と遂げたのか。さらに帰属の対象としての祖国を、どのように定義するに至つたのか。サン・ジュストの政治思想に革新的なものは何もないという指摘は、ここできわめて重要な意味を持つ。一つには実践に追われた激動の日々が安閑たる理論の構築を許さなかつたからであり、もう一つには早すぎた死によつて彼の奮闘に唐突に終止符が打たれたことにもよるであろう。独自性の欠如を指摘することは、彼の才能と勇気に対する評価を減ずるものではありえない。むしろ、それゆえにこそ我々は彼の主張を通して時代の実相を観察することが出来るのではないだろうか。つまり、優れて時代的存在であつたサン・ジュストという人格を通過していくたる祖國に関する言説とはいかかるものであつたのか。それは、一方では党派的言説⁽⁹⁾を、他方では、革命によつて創造された共和国内部に存在し得た人間の思考形態を明らかにすることになるであろう。

革命期における「祖国」の概念を考察する際には、その概念が直接何を意味していたかを観察することと並んで、当然のことながら「市民」の概念がどのように変遷したかをも斟酌しなければならない。さらに「祖国」の反対概念を形成した「外国」、あるいは「市民」の反対概念である「異邦人」ないし「外国人」の意味に目を向けることも必要であろう。これらの概念が政治的状況の中で明確化し、あるいは変質することによって、国家がその成員をどのように定義しようとしていたかが鮮明になったのである。またそこから国民として想定される集団の資質、したがって「祖国」の相貌もまた決定された。⁽¹⁾ ちなみにソフィー・ワニクによれば、この時代において外国人という観念は三種類の言説、ないしは矛盾を内包した三対の言説に位置づけられていたとされる。第一は、人権宣言に代表されるように、革命の普遍的理想にもとづいた、外国人を積極的に新生共和国に受け入れようとする言説である。このような理想主義的傾向が表明されると、正反対の危惧・疑念も惹起されるのであった。第二は友好ないし親善を謳う言説であるが、これは裏切りとう否定的な概念に不可避的に遭遇する。第三は友愛ないし同胞愛を賛美する言説で、強力な排除への志向と裏腹の関係を生じる。これらの言説が、それぞれに状況の中で正反対の言説を創り出すことによって、「外国」の観念は屈折した意味を明らかにするのであった。しかるにこれらの言説は、分節化された三つの政治的文化的枠組みの上に成立していた。まず、統合された政体、つまり単体としての国家を想定するに至った絶対主義の枠組みである。次に、政治的関係が日常的社會関係と分かれ難く結びついている共同体における、いわば地方的政治慣行の枠組みである。このような共同体の中であればこそ、噂や恐怖が伝播し、影響を及ぼすことができるのであった。最後に、一八世紀から継承されて立法者や法律の言語に翻訳された、世論の枠組みである。これら三つの枠組みが複雑に反応しあう中で「外国」の観念は、動的な相の下に、矛盾と逆

説を明らかにするのである。ただし、外国人に関する三種の矛盾を含んだ言説は単純に時系列にそつて継起したのではなく、革命期に並列的に出現したと、ワニクは指摘する。確かに、社会全体で発せられた膨大で多様な言説を観察すれば、質が異なる言説が同時に混在することは当然でもあろう。しかしながら革命政府さらにはサン・ジュストが活動の場とした公安委員会などの変化には、一定の指向性あるいはいくつかのベクトルの存在を認めることが出来るのではないだろうか。

* * *

サン・ジュストの生涯は社会活動という観点から、少年時代、一七九〇年四月以降故郷で政治活動が展開された時期、一七九二年七月国民公会に議席を獲得してから国政に関わった時期の、三つの時期に大まかに分けて考えることが出来る。また政治的立場を考慮すると、一七九一年の国王逃亡が転機となつて、大きな変化が生じている。しかし政治的な急進性が優っていく変身の過程は未だ十分に解明されたわけではないだろう。¹²

サン・ジュストがごく幼児期のみを過ごしたフランス中央ニヴェルネ地方ドシーズの体験が、人格形成にいかなる痕跡を残したかは全く知られていない。彼は九才にして父親の故郷であるフランス北部ピカルディー地方ブレランクールに移り住む。この村は、ノワヨン、スワソン、ショーニーなどの地方都市の中間にあり、当時は八六世帯、毎週穀物と羊の市が立つ、商業と交通の要衝であった。¹³サン・ジュストの想像力の基盤を決定したという意味において、ここで過ごされた少年期の体験はきわめて重要である。同地方は伝統

的に小土地所有者を中心とする安定した農村社会であった。後に彼が小土地所有者から構成された国家を志向するようになることはよく知られているが、それは少年期を過ごしたピカルディー地方の農村社会における見聞に基づくものであった。^[14]コンドルセやバブーフなど、革命期に活躍する多数の人士がやはり同地方から輩出している。そしてバブーフもまたこの地方の農村を理想的社会の祖型として思い描いていたことを考え合わせると、地方社会の特色が彼らの思想形成に強く作用し、政治的認識の基盤を共有させていたであろうことを推測させる。ピカルディー地方が経済発展を遂げながら、まさにそれのゆえに社会的不均衡、著しい貧富の差を生じさせていたことが観察、批判されて、それぞれの所論に組み込まれていくのであった。^[15]

父親は一九七七年九月に死去し、以後は母親と二人の妹がサン・ジュストの家族となるが、築き上げられた家産のお陰で一七九〇年ブレランクールの選挙人名簿ではもつとも富裕な世帯に数えられていた。^[16]

サン・ジュストは少年期から将来を嘱望された恐るべき子供であった。しかし別の面を説明する逸話も残っている。ある時友人に、将来は田園地帯で、家族と共に、自然の恵みを満喫して生活することを夢見ている、と語ったとされるのである。^[17]しかし思春期にどれほど矛盾に満ちた夢を見ようとも、何の不思議があるであろうか。自己の将来をどのように思い描いていたのであれ、彼が政治的思考を開始するのはまだ後のことでであった。

一七七九年から八六年までサン・ジュストは、ブレランクールから三〇キロメートル弱離れた都市、スワソンのオラトワール派学院に学んでいる。この学院には厳格な規律こそ存在していたが、教師には新思想に共鳴する者も多く、社会に対する批判的な雰囲気が横溢していた。一七六二年のジェズイットが追放された結果としてオラトワール派の学院が急速に膨張し、世俗からも教師を募って、修道誓願を果たしていない、

外見のみ聖職者のにわか教師が多かつたためである。⁽¹⁹⁾ 各地に存在したオラトワール派学院が、いわゆる山岳派たちの知的形成に、決定的影響を与えたとする指摘もあり、⁽²⁰⁾ 「同じ待遇、同じ衣服、同じ食事、同じ勤め。自由、平等、きわめて親密な博愛。これが私たちを結びつけていた絆、唯一の絆だつた。」と伝えられている。サン・ジュストも、学院の氣風を吸収することで、批判的精神を徐々に発達させていったのであろう。

彼はこの時期に、最初のまとまつたテクストとして、『クシー城館研究』*Monographie du Château du Coucy*と呼ばれる年代記を残している。正確な執筆時期は明確ではないが、一七八五ないし六七年と推定される。

この文書は、彼の故郷ブランクールから東に一五キロほどにある、クシー城館の領主歴代の事績を人々と記述する。年代を追って、十字軍やイギリスとの関係を通じ、クシーの領主がいかにフランス国王にとって重要かつ有用な人物であつたかが示される。封建制や王制は批判の対象にはならず、わずかに個人の人格的欠陥が指摘されるに過ぎない。おむね国王は寛容な存在として示されるのに對して、領主は非道、残酷に描かれる。いいかえれば国王に対しては恭順の意を表し、教会へも崇敬の念を失わないが、領主に対する敵意は時折露わになり、人民に対しても批判的口吻が散見されるのである。⁽²¹⁾ しかしこれが、一七二八年にパリで刊行された、ベネディクト会士、ドン・トゥサン・デュ・プレシスの著作、『クシーの町および領主の歴史』*Histoire de la ville et des seigneurs de Coucy*のほぼ完全な複写であるならば、内容の詳細について考察する必要はない。またそれを彼の思想の萌芽として過大に評価することは慎まなければならないだろう。もちろん青年が書籍からすべてを忠実に複写していたことはなく、ある意図の下に脱落や改変がなされたことも事実である。⁽²⁴⁾ そもそも残された草稿に題名の表示はなく、後世の装幀背中に記されたものを通称として用いているに過ぎない。⁽²⁵⁾ 城館に愛着を持っていた青年が、それについて記された書物を読んで複写した

というのが成立の事情であるに違いない。⁽²⁶⁾ オラトワール派学院で歴史は、古代史のみならずフランス史も上級年次では主要科目の一つとして重要視されていた。⁽²⁷⁾ その成果であつたものか、思春期のサン・ジュストが、自らもしばしば足を運んだとされる城館について、つまり故郷の歴史について関心を持っていたことは明らかであろう。それは、すでにして、この時点における彼の帰属意識を示しているのではないだろうか。その特徴は、第一に、伝統的な祖国フランスという言説を抵抗なく同化し得ている点であり、第二には、フランスの位置づけをイギリスとの対立図式の中に行っている点にあろう。われわれがすでに観察した人士たちについての成果をふまえれば、サン・ジュストにとっては、政治的ないしは国家的な枠組みの中に自己を位置づけることが若年の頃から可能であったともいえる。たとえ封建的社會体制を批判するのであれ、否定するのであれ、彼の想像力において、祖国フランスはいわば認知の枠組みとしてごく早い時期から採用されるのである。

この点で興味深いのは、『クシーエ城館研究』の中でフランスとイギリスの間で領主の帰属が曖昧になる箇所であろう。スワソンの主君がイギリスに捕らわれると、自己の領地をこの敵国に割譲し、いわば恭順の意を表してしまうからである。やがてイギリスとフランスの間で戦火が再燃すると、クシーエ領主はいずれの陣営につくべきかで悩んで、イタリーに赴くことになる。

「イギリスは常に『フランスの』君主制を脅かしていた。不幸なことに、フランス自体が両国の対立の部隊を提供していたのであった。」⁽²⁸⁾

それはピカルディー地方の宿命でもあつたろうが、青年サン・ジュストの政治感覚を、イギリス対フランスという国家対立の図式に馴染ませるのに資するものもあつたに違いない。そしてその対立の中で、彼は明

らかにフランスを選び取るのであつた。

彼が受けていた歴史教育や、様々な読書もまた、郷土史と国家史の間に地政学的相違を顕在化させなかつたという僥倖にも恵まれていたことも指摘しなければならない。歴史物語に対する興味はこの時代の青少年に共通していたものであろうか。サン・ジュストと同年齢のバンジャマン・コンスタンは一才にして『騎士たち』と題する騎士物語を記しているが、それは雑多な読書から得られた知識を綴り合わせた、一種のコラージュであった。しかしフランスに対する騎士の忠誠を歌い上げるとき、フランス語圏イスに居住していたコンスタンの政治的、社会的自己同一性と、物語世界の間に、不幸な断絶が出現する。それはやがて彼に様々な葛藤を惹起することになるのであつた。知的体験と個人的境遇が一致することは、それだけでも幸運であるといえようか。コンスタンは後年『スワソンの攻囲戦』を記して、ナポレオンの専横を断罪し、フランスの政治状況を批判するのであるが、物語が展開される地理空間と作者の出自との懸隔はもはや覆うべくもない。しかるにスワソンとは少年サン・ジュストにとって、その活動範囲内に位置しており、かかる地理的条件が彼の想像力ないし地政学的感覚形成に決定的な影響を与えたといえるだろう。すなわち首都パリはフランスの中心として、また国王はフランスの統治者として、違和感もなく認識される。このような一致が生じたのは、国家フランスの歴史が、イギリスとの対立を通じて、彼の生まれた地方を巻き込みながら形成されたことによるものでもあつた。

もちろん十字軍といった事績を通じて表現されるフランスへの愛着や献身が、革命によつて創造されることになる、均質な国民によって構成された祖国への熱情とは異質であることはいうまでもない。しかし前者が、後者の成立するための基礎を築いていたことは否定できないであろう。一つには祖国に対する犠牲

を称揚したという点で、もう一つはフランスを祖国として認めたという点において⁽³⁰⁾。この問題については、後で再び触ることになる。

サン・ジュストの未来を予測させるものとしてしばしば象徴的に論じられるのは、一七八六年七月、彼がパリへ出奔する事件である。ルイーズ・ジェレという娘に恋をものの、その父親である公証人によつて仲を裂かれ、娘は父親の同僚に嫁がされてしまう。この失恋の痛手から逃れるために、彼は母親が所有する伝家の銀器を盗んで、首都に出、遊蕩にふける。しかし怒った母親の訴えによつて、逮捕投獄されたというのが説明される顛末である。この挿話に関する一件書類は存在しているが、その経緯は必ずしも明白ではない。⁽³¹⁾だがこの体験と、青年が現実に対して抱いていた感情が、どのような因果関係を構成していたかを検証することにはさしたる意味はないであろう。思考においても、生活においても、彼は狭小な農村社会の秩序とは相容れなくなり始めていたのである。ただし、その不満はまだ政治的次元には位置していなかつた。

一七八七年から翌年にかけてサン・ジュストは、代訴人事務所で書記として働く傍ら、ランスの法科大学に学んでいる。当時、学位を安直に授与していたこの大学には各地から多くの学生が集まっていた。サン・ジュストがどれほど法学の学習に身を入れていたかは明らかではないが、彼の内部で自己実現の欲求が高まつていたのであろう、『アルルカン・ディオジエーヌ⁽³²⁾』を執筆する。この作品は主人公アルルカンが恋人への当てつけに、脱俗のディオゲネスを気取ったことから起くる騒動を描く、マリヴォー風の恋愛喜劇であつて、社会批判めいた口吻は見受けられない。しかし彼の文学的表現は、その社会的意識が先鋭化することと、政治的色彩を帯びることになるのであつた。

一七八九年に刊行された『オルガン』にはサン・ジュストの政治を諷刺する意図が明瞭に表されている。

この作品には、歴史、神話、寓意などさまざまな分野に取材した多数の人物が登場して、筋立ては錯綜し、要約するのは不可能に近い。ライン河の妖精と過ちをおかした大司教ティルパンを、その私生児オルガンが探していく冒険が縦糸となり、雑多なまでの挿話が重畳するが、およそシャルルマーニュが統べるフランスと、異教徒サクソンとの対立する中を物語は展開していくといえるだろう。ゆえにフランスに対する愛国的言辞が繰り返されるのは当然のことと考えるべきであろうか。

「最も素晴らしい持ち場は、戦火の中で

死をも恐れぬ兵士の持ち場である。

おまえたちはフランスの栄誉に身を捧げる義務がある。

指揮官であれ、兵士であれ、何の違いがあろう事か、我が子供らよ。
フランス人であるならば、きても立派な存在となるであろう。
死に方を知り給え、それがその報酬である。³³

悪魔の王も次のように一人ごつ。

「まずはフランスを、そして暴君たちを両断にした

あのシャルロを滅ぼしてやりたいものだ。

あいつはわしに手ひどい攻撃をしかけおつた。」³⁴

空間的にも、主題的にもフランスが中心となっていることは明らかである。これに対してサクソン人はあくまで周辺的存在として位置づけられている。³⁵

その上で、分別をなくしたシャルルマーニュに統治されるフランスの不幸、悲劇状況が説明される。また

マリー・アントワネットの首飾り事件など現実のフランス政治を暗示させる挿話もちりばめられる。やがて祖国フランスは暗愚な君主の存在によって弱体化すると、外敵の攻撃にさらされてしまう。パリが敵軍に包囲されて、フランスの運命が風前の灯火となるに及んで、平和に呆けた市民たちはようやく団結する。凄絶な戦いが繰り広げられた後、パリが解放されるものの、王は酒に溺れる愚行を繰り返すのであった。混沌とした展開の中に込められた現実政治への痛烈な批判は明白であろう。著者自身、第二版で、登場人物が国王、王妃などの実在の人物に取材していることを認めるあとがきをつけ加えるのもあつた。⁽³⁶⁾ それゆえ政府はこの書籍の差し押さえと著者の身柄の拘束を命じることになる。この体験はサン・ジュストにおける反政府感情をかき立てることになったのであろうか。

もちろん『クシー城館研究』と同様、物語られる中世風愛国的意識が、サン・ジュストの革命期における言説に直接反映しているということは出来ないであろう。革命期の心性とは、歴史・文化の中で連續性を示しつつも、その革新性によつて革命的でありえたのである⁽³⁷⁾。しかし、政治的立場の相違をおくとすれば、この作品に示された騎士道風忠誠心や愛国意識などが、共同体とその成員のあるべき関係を示すものとして革命期に再び活用されたと考えることは出来るであろう。すなわち彼の想像力はフランスという枠組みの中で常に展開されているのである。

このように『クシー城』から『オルガン』へ、社会に対して肯定的ないしは無批判であつた彼の視線は、批判的なものへと変化する。著者の意識がさらに現実の政治に対する具体的な提案に移行することは時間の問題であろう。

一七八九年七月にはパリにおいてバスティーユ攻撃を目の当たりしたとの説もあるが明らかではない。翌年執筆される『フランス革命と憲法の精神』の一節は自身の体験に言及したものであろうか。

「バスティーユは陥落し、占領された。（……）民衆が身の毛もよだつ首級を槍先にさして運び、血を飲み、心臓をえぐりだして食べてしまうような光景は、奴隸でもなければ目にした者はいないに違いない。（……）それを私はパリで目撃した。遺骸の切れ端をもてあそび、「自由万歳、国王万歳、オルレア³⁸ン公万歳」と叫んでいる、激高した民衆の歎声を耳にしたのである。」

説明される感情は、自由への希求と、残虐に対する嫌悪がない交ぜとなつた混乱というべきであり、バスティーユの事件に直接結びついているとは確かでない。民衆の行動に対して一定の距離をおいていることは、その後の彼の軌跡を考えれば注目に値する。しかいざれにせよ、革命勃発と共に、サン・ジュストの政治的関心は高まり、そこに積極的に参加して、政治的履歴が開始されることになる。

彼はまず故郷における様々な活動に参加する。一七九〇年二月、彼は家族と共に、市民の宣誓を行³⁹う。同年四月エーヌ県の県庁所在地についての議論に際してはブレランクールを代表して参加し、自分が年少であることに配慮をしつつ、次のように述べている。

「今日フランスは、その政治においても、その習俗においても、再生致しました。スワソンの町は⁴⁰圧制の中心にありましたが、その不幸によつて賢明に統治することを学びました。」

つまり自分が関わっている活動が国政に直結しているとの認識が示される。「再生」という言葉からも明らかなように、たとえ革命によつてフランスの様相が一変したとしても、その枠組みおよび国家の同一性については変化を認めていいことは強調しておかなければならない。さらに同年五月には、新体制に反抗する

聖職者層が配布を画策していた文書を押収、焚書して、その炎に手をかざしながら「祖国のために死ぬこと」を誓うのであった。⁽⁴¹⁾

一七九〇年六月サン・ジュストはブレランクールの国民衛兵隊長に就任する。国民衛兵とは比較的富裕な有志が、いわば義勇兵を自認して作った集団であって、諸地方に自発的に形成されていた。しかしこの集団が全国に同様の組織を開拓すると、一七九〇年二月には中央から認知されていたのであった。⁽⁴²⁾ ピカルディ地方の一村落でどれほどの人数を擁したのであろうか。組織の全国的な連携の中で、青年は国政規模の行事に参加を果たす。同年七月一四日パリで挙行された全国連盟祭に派遣されるのである。参加者全員は「国民と法と国王への忠誠」を宣誓する。彼の報告書に依れば、

「我々にとって心休まるのは、フランス全体が同一の感情を味わっていることです。」⁽⁴³⁾

新たなる祖国との一体感を彼もまた共有したのである。これが新生フランス国家にサン・ジュストが直接関わる最初の体験であった。

しかるに構築されつつあった国家体制を讃美して挙行された革命祭典は、キリスト教や古代文明の祭祀からの雑多な借用によって成立していた。⁽⁴⁴⁾ また革命期の政治的言説は絶えず古代社会から、あるいは民主主義の規範を、あるいは危険な潜伏の実例を引用していたのもあつた。⁽⁴⁵⁾ 古典古代を模範と仰げば、旧体制との断絶を誇示することが出来る。ダヴィッドなどに代表される新古典主義の政治的意味は周知のことであろう。しかし旧体制の文化もまた古典古代に源を発するものではなかつたか。いいかえれば、フランス革命は新たな社会を構築する意図を、既存の意匠を活用することによつて実現しようとする。政治的企図が革新的であつたことは裏腹に、フランス革命の想像力は歴史に根ざし、過去を糧としていた。採用した様々な意匠に

新たな主張を盛り込むことで、革命は新たな効果を期待したのであった。

サン・ジュストにおける新生国家の概念についても同様の説明が出来るであろう。すでに見たように彼にとつてフランスとは、決して抽象的ではなく実感できる政治的概念であった。その政治的認識の出発点には故郷の地理的、社会的条件ないし枠組みがあったからである。それは政治体制が一新された後も変わらなかつたように観察される。つまり革命前に彼が記しているフランスへの忠誠心と、革命勃発後に明らかになる国家への一体感との間には心情的断絶はなかつたよう見受けられる。

しかるに革命初期における祖国の概念には一八世紀啓蒙思想の影響が色濃く、人権が保証されて幸福を享受しうる場所と定義されていた。⁽⁴⁶⁾ それは単なる政治的観念を超えて、より広範な社会的文化的表象として人々に表現された。⁽⁴⁷⁾ 一七九〇年の全国連盟祭では、祖国の祭壇が建立されて、祖国は崇敬の対象とさえなつていた。また会場であるシャン・ド・マルスの凱旋門上には「⁽⁴⁸⁾ 祖国ないしは法のみが我々を守ることが出来る」との標語が掲げられていた。この祭典には国王一家も臨席しており、君主制の枠内にとどまるものであつた。

ただし「人権は幾世紀も昔から無視されてきたが、今や人類全体のために復興された」との普遍主義的な標語もまた掲げられていた。祖国と法が等価に扱われていたのである。そこには歴史と伝統に立脚したフランスの存在は稀薄であつて、標榜される普遍的価値は全人類にあまねく伝えられるべきものであり、祖国もまた特定の地域や文化に縛り付けられないもののはずであつた。人権が保障され、共同体に対する帰属をその成員が評価、肯定できる空間が祖国なのであれば、狭隘な国家の枠を超えて拡大することは論理的必然であつた。

一七九〇年八月サン・ジュストは、初めてロベスピエールに宛てた書簡の中で、故郷ブレランクールで開

かれる市の権利を他市に委譲するかの紛争に助力を仰いで、次のように記す。

「圧制と陰謀の奔流に抗して、動搖する祖国を支えておられる、あなたのこととは、神のように、ただ奇跡によつてのみ存じ上げているだけです。お手紙をさしあげたのは、私と共に哀れな故郷を救うことをお願いしようと考へたからです。（……）お目にかかったことはありませんが、あなたは偉人であられるとのこと。一地方の議員であるだけでは決してなく、人類の、共和国の議員であるとのこと。⁽⁴⁹⁾」

そこには新生フランスを祖国と見なす視点と、普遍的な大義の実現に対する期待が、もろともに現れているのであろう。

地方の政治活動に没頭しながら、サン・ジュストが駆り立てられていた感情とは、活動の舞台をいまだに与えられていないことへの焦燥であろうか。

「僕はここでは聖者のように孤立しています。聖者の生活は寂しい生活です。（……）退屈していますが、孤独の中の絶えざる仕事は、僕につきまとつて離れません。」⁽⁵⁰⁾

一七九〇年から翌年にかけて草され、出版された『フランス革命と憲法の精神』は、サン・ジュストの関心が現実政治に向けられたことを示し、その政治的立場を説明する。この著作では第一部で革命の原因を、第二部で憲法制定議会を、第三部で習俗に対する憲法影響を、第四部で自由や独立の意味について論じている。我々の関心に則せば、祖国に関する次のような記述がきわめて興味深い。

「自由の最もかぐわしき果実は正義であり、正義は法の守護者であり、法が祖国である。」⁽⁵¹⁾

「法がないところには、祖国はない。したがつて圧制のもとに生きる人民は、他の民族を蔑み憎悪することを除けば、祖国をもたないのである。」⁽⁵²⁾

自由から法を導き、法と祖国が重ね合わせられる論理には、モンテスキューの影響が確認できるであろう。しかも個人にとつては祖国への帰属が不可欠であると断定する。

「祖国を持たない人間は、やがて悪人になってしまふ。（……）祖国への無関心と自己愛は諸惡の根元である。」⁵³

しかしそれは個よりも全体を優先させることでは決してない。

「古代の立法者は共和国のためにすべてを行つたが、フランスは人間のためにすべてをなした。（……）人権はアテネあるいはラケダイモン「スバルタの古名」を滅ぼしたかもしれない。そこでは尊き祖国のみが認識されていて、祖国のために自分を忘れるほどであった。しかるに人権はフランスをより堅固なものにしている。ここでは子孫のために祖国が忘れられるのである。」⁵⁴

そして法が成立し、維持されるためには平和が不可欠であると論じて、戦争を排している。やがておどすれる狂熱的愛国主義とはどれほど隔たっていることであろう。しかるに、いかなる権利が市民を祖国に結びつけているのであるか。

「市民の権利は所有の体系である。」⁵⁵

「財産は人間を慎重にさせる。財産は不実な心をも祖国に結びつける。」⁵⁶

財産が社会の紐帶であり、権利を保証するものであれば、持たざる者はこの祖国から排除されることになる。⁵⁷つまりこの時点でサン・ジュストの立場は、一七九一年の憲法によつて明文化されることになる立憲君主制と制限選挙による有産者寡頭支配体制と合致するものであつた。したがつてバステイユ以来の民衆の行動については、

「今度は人民が一種の専制をしきことになった。(……) 人民は永遠の子供である。⁽⁵⁹⁾」

と批判的態度を表明する。

またルソーに関しては、国家が抑圧手段として「死の権利」を保有するとしたことを激しく論難している。⁽⁶⁰⁾個人の存在は国家によつては否定しえないものとして尊重されて、彼の政治的想像力の中に「恐怖」はまだ入り込んでいなかつたのである。

ここで一七九一年の共和国憲法について言及すれば、第二章「王国の区分と市民の身分」第二条がフランス人を、フランス国内でフランス人を父として生まれた者、フランス国内で外国人を父として生まれ国内に定住する者、外国でフランス人を父として生まれた後、フランスに居住して宣誓を行つた者、宗教的理由から国外に亡命したフランス人の子孫から生まれて、フランスに移住し宣誓した者⁽⁶¹⁾と規定する。一七八九年の人权宣言を前文として掲げ、平等な市民を規定し、開かれた共和国を定義するよう見えたながら、宣誓によって政治的同一性を確認するものであることは明らかであろう。革命に反対して亡命した貴族やカトリック教徒たちは排除されることになる。またこの憲法が経済力の相違によつて能動市民と受動市民の二階層を区別するものであつたことはよく知られている。続く第三条は外国人が帰化し、フランス人となること、つまり市民権を獲得しうる条件を次のように示す。まず五年以上の継続的居住、そして不動産の取得、あるいはフランス女性との婚姻、あるいは農業ないし商業事業所の設立、そして宣誓をしていることである。⁽⁶²⁾このような経済的、社会的条件を満たす者が、富裕で恵まれた境遇にあるごく少数者であつたろうことは想像に難くないし、政治的同一性を要請するものであることはここでも明らかである。建前として外国人に開かれた共和国は、現実には閉鎖的な傾向、有産者階級を選別し、政治的均質性を強要する傾向を宿していたのであ

つた⁶³。

しかし、まがりなりにも、領土内の住民を法的地位としての「フランス人」と認めたのは、一七八九年の
人権宣言と九一年の憲法による成果であった。フランスにおける、今日的な意味での、民族的意識が創成さ
れるまでにはまだしばらくの時間が必要である。⁽⁶⁴⁾ しかるに革命初期における共和国は民主主義や人権といっ
た普遍的価値を掲げていたから、「フランス人」という語には理想主義的含意がこめられるようになる。個
人の社会的同一性は、領土や歴史あるいは伝統などとは直接関係づけられことがなく、その政治性によつて
規定される。一七九〇年にはフランス国内に居住する外国人を保護する様々な法令が成立し⁽⁶⁵⁾、革命に共鳴し
その普遍的価値を共有する者は、たとえ異国に生まれ育とも、フランス人になることが出来るようにな
つていた。フランスは積極的に外国人を受け入れる、開かれた共同体を自認する。少なくとも建前において
は、いわゆる人種的、民族的枠組みを超えて、「フランス人」の概念は拡大していたのである。フランスの
国内で考えてみれば、それまでは地方への帰属しか意識していなかつた人々が、「フランス人」という法的
地位を確立したことによつて、より広大な精神的地平を獲得したともいえるだろう。もはや人々は狭隘な生
活圏である村落共同体に帰属するのではなく、普遍的価値の統べる、均質な国家フランスに帰属することな
つたのである。

「我々はもはやブルトン人やアンジエ人ではない。ブルターニュやアンジエの朋輩と呼ばれるのである。
我々はもはやパリ人ではない。我々は皆フランス人なのである。」⁽⁶⁶⁾

しかし反革命運動が拡大すると、革命はただ理想を称揚するだけではなく、現実の危機に向かい合うこと
を余儀なくされる。それは普遍的存在としての共和国が変質していく契機でもあった。英雄的な愛国者の献

身の対象は純粹な理念ではありえない。すでに一七九〇年に流行した革命歌「サ・イラ」は「愛国心が奴ら「敵」に立ち向かうだらう

砲火も火炎もものともせずに

フランス人はつねに勝利をおさめるのだ。⁶⁷

と謳って、革命の敵に対するのが「フランス人」であること、人民が帰属する祖国とはフランスに他ならぬことを示していた。このように理想と現実の懸隔は異分子を排除して縮小させようとする方向に向かっていた。一方では理想を称揚し続けながらも、他方では、革命のかなり早い時期から、外国人は不安要因として監視すべき必要が認識されるのである。外国とは新生フランスを否定する脅威であり、外国人とは人類普遍の共同体に敵対する存在として位置づけられるようになる。同年六月には自由に対する敵を攻撃することが誓われる。⁶⁸ 共和国は両義的な相貌をあらわにし、両側面の相違は拡大の一途をたどる。この時期の言説には創り上げるべき価値としての「祖国」と胡乱な存在としての「外国」が頻出する。このように革命のイデオロギーに積極的に参加する人々の連帯感を集約的に表現しうる概念として、さらにはその共同体に対する帰属意識として、この時代における祖国の観念は形成されたのであった。しかし新たなる国家がまさに混沌から創造されるべきものであつたがために、祖国もまた曖昧で矛盾に満ちた存在であり続けていくであろう。ただし異邦人放浪者は、一八世紀以来、乞食や犯罪者と混同されて、不安や疑惑の対象になつていてもつけ加えておかなければならない。⁶⁹ 異邦人とは伝統的共同体における部外者の総称であり、治安を乱し、望まれざる者であり、監視しさらには排除すべき存在なのであった。共和国が成立すると、部外者たる異邦人は国家の枠組みの中で規定されるようになる。国外にあつて反革命を策謀、推進しようとする勢力と

結びつけられたのである。革命による社会変化と社会不安は、伝統的心性に、政治的かつ制度的裏付けを与えたとも言えるだろう。この排他的心性は、国家的水準での排外主義へと拡大し始める。それは、均質な共同体としての国家に対する帰属意識が浸透した結果でもあるだろう。このような時代のうねりがサン・ジュストをも巻き込んでいく。

一七九一年六月二〇日、国王の逃亡によつて、君主が国家を裏切る事態が明白になると、『革命の精神』において展開された君主制肯定論は有効性を持たぬものになつてしまふ。また外国の脅威はより切迫したものとして受け止められるようになる。新たな政治制度が求められなければならない。ここでサン・ジュストの政治的立場は大きく変化する。

「僕は共和主義の熱に揺り動かされ、とりつかれ、苛まれています。⁽⁷⁰⁾」

かくして一七九一年九月から翌年九月にかけて『自然、身分、都市、あるいは政府の独立に関する規則について』⁽⁷¹⁾が執筆される。構想された四部構成の内、「社会状態」、「市民状態」と題された前半が書き上げられ、「都市」および「国王」に関する後半が未完であることは、この点に関する著者の思考の変化、また彼の政治活動の本格化を物語るものであろう。

『自然論』では現実の政治問題を論じるよりも、むしろ思弁的で根源的な政治論が展開され、人類の歴史が概観される。すなわち自然状態の中で、人間は独立を維持しつつも社会性をもつた存在であつたとされる。そこでは所有が保証され、欲求は常に充足させていたのであつた。すでに『オルガン』でも人類の歴史を通して、天地創造が人間の誕生に他ならず、幸福な始原状態の存在したことが文学的設定の中で説明されてきたから、この観点は彼の思考にとって本質的なものであつたといえるだろう。しかし異なる社会である外

敵の脅威によって、この原初社会はしかるべき力を中心に組織されて野蛮化し、政治的状態に移行する。歴史とは原初的状態が喪失されていく過程に他ならない。政治的性格をもつ社会契約とは人間世界の劣化を引き起こすものであり、法全体が否定的に捉えられる。ルソーの所論との相違は説明するまでもない。政治性と社会性は対立するものとして捉えられ、前者から後者を奪還して回復することを、サン・ジュストは志向する。したがってその思考には絶対自由主義といった傾向が明白に存在する。注目すべきは、この時点で彼が、農地を市民に配分する農地均分法を否定している点であろう。生存の手段であり、祖国に対する帰属を保証するものであるとされる、個人の土地所有は不可侵なのである。ただし各構成員が土地を所有するためには土地所有の上限を設けなければならないとするから、サン・ジュストによって想定された理想の都市ないし共同体は、小土地を所有する平等な成員によつて構成されることになる。それは彼の思考のユートピア的性格を物語るものなのであろうか。あるいは持てる者のみが絶対的自由を享受するという、有産階級の夢想が内包する限界なのであろうか。

反革命運動の激化と、国外からの脅威の増大によつて、一七九二年四月二〇日に外国との戦争が開始されると、同年七月一一日に「祖国は危機にあり」という非常事態宣言が発せられる。市民の義務は、敵と戦つて祖国を守ることであり、それこそが求められる徳となる。すべての市民、すべての個人は祖国に帰属し、全体のために位置づけられる。権利に基づいた市民の概念から、義務を果たすべき愛国者の概念へ、時代の要請は変化するのである。建前として開かれている共和国は、外部からの脅威に対して、障壁を設けて自己を防衛せざるを得ない。

例えば一七九二年四月末に作られて、後にフランス国歌となる『ラ・マルセイエーズ』がいかに排外的か

つ攻撃的言辞を含んでいるかは、よく知られているところでもあろう。

「行け、祖国の子供らよ、

栄光の日は来た。」

我らに対して、暴虐の

血塗られた軍旗がはためいている。

聞こえるか、戦場で、

あの残忍な兵士たちがうなっているのが。

彼らはおまえたちの腕の中にまで

おまえたちの息子や妻を殺しに来るのだ。

武器を取り、市民たちよ、

隊伍を整えよ、

進め、進め、

不淨の血が我らの畑に吸われるよう⁽⁷²⁾に。」

五月一九日には、パリから外国人が排除されるのであった。

しかしながら、その一方で、一七九二年八月二六日、フランスは革命に対して賛意を示す著名な外国人一八名、ベンサム、ワシントン、シラー、ペスター・コーシューシコなどに市民権を賦与している。革命の普遍性を誇示しようとする政治的宣伝であることは明白であるが、ドイツ人アナカルシス・クローツやイギリス人トマス・ペインなどに対しては、單なる称号、榮誉にはとどまらず、亡命者として迎え入れて、国民

公会議員といった活動の場を与えるに至るのであつた。きわめて狭い範囲の政治的意見を共有しているがゆえのことではあるが、新生国家の開かれた国家像を誇示して、かたくなな排外的態度とは対蹠的といわなければなるまい。革命の持つ二面性は次第にその間の落差を拡大していく。それは「自由・平等・博愛あるいは死」⁽⁷³⁾という標語、とりわけ「博愛」か「死」かという二つの相反する概念の並置に象徴的に表現されることになる。

このように情勢が緊迫する中、サン・ジュストのパリ生活が開始される。立法議会選挙には失敗するものの、一七九二年七月、国民公会選挙に当選、いよいよ国政に参加するのである。同年末には国王裁判に関して処女演説を行い、その存在を知らしめる。

「ルイ一四世は外敵として裁かれなければならない。」⁽⁷⁴⁾

彼は、国王が自然権を踏みにじった張本人である以上、法律の境外に置くことは当然であると断定する。また一二月二六日に行つた第二回目の演説では、

「祖国はあなた方の中にある。祖国か国王かを選ばなければならない。人民の正義行使するか、あなたの方の人格的弱さを露呈するかを選ばなければならないのである。」⁽⁷⁵⁾

と、国王と人民が相容れぬ存在であることを示して、君主制を否定するのみならず、人民が祖国を形成していることを明らかにする。つまり、

「ルイ一八世は我々の中の異邦人である。」⁽⁷⁶⁾

とは人民が主権者であることの確認であるに違いないが、また当時の外国人排斥の傾向を反映するものでもあつたのである。

一七九二年一一月二九日の『食料に関する演説』では、一見したところ一八世紀的な言説を繰り返す。

「幸福でない人民は、⁽⁷⁷⁾祖国をもたない。」

しかしそこにコスマポリタンな楽観主義はもはや存在しない。なぜなら個人が幸福に生存しうるところが祖國である訳ではなく、ある領土内に居住している人民が存在することが前提とされるからである。幸福とは、固有の人民が祖國を形成するための条件として捉えられる。しかし祖國を形成する条件は様々に阻害されている。

「多くの妖怪と極悪人が祖國にはあふれている。」⁽⁷⁸⁾

「同一の不備、悪癖が通商と農業に動搖を与え、その結果すべての法を動搖させたのである。」⁽⁷⁹⁾

すべては連関しあい、部分を取り出すことは出来ない。経済危機は決して経済の次元に留まらず、社会全体の問題に必然的に関わりあつてゐることになる。⁽⁸⁰⁾ すなわち全体性の重要性が明確に示される。つまり個々の具体的問題は常に、あるべき社会との関わりにおいて、解決法が模索されることになるのである。それはサン・ジュストが自己の言説を常にその理想との関わりにおいて展開しようとする意思の表明であり、個の幸福よりも全体の問題を優先する意識がより明確になつたとも言えるだろう。それは、より過激な政策遂行の必要性に直結する。

「国王が生きている限り、すべての悪弊は残る。我々は決して平安を見出さず、互いに戦いを繰り広げるであろう。共和国と弱さは両立しない。列国の王たちへの憎惡が人民の血の中に流れるよう、あらゆる手だてを尽くさねばならぬ。そうすればすべての目が祖國に注がれるようになるだろう。」⁽⁸¹⁾

一七九三年四月二十四日、サン・ジュストが国民公会で行つた演説、『フランス憲法について』と付随して

出版された『憲法試案』には、普遍主義が明確に示されている。

「自由な人民の祖国は地上の全人類に開かれている。⁸²」

けれどもその人民は、自由意志によつて結合された存在では決してなかつた。

「フランス人民はあらゆる人民の友である。」⁸³

自由な人民とは地理的文化的伝統に根ざしたフランスという枠組みを超えるものではなく、普遍主義はフランス中心主義と重なり合つて、両者の差は不分明になつていくのであつた。

サン・ジュストは一七九三年五月には公安委員会委員に選出されて、まさに革命政府の中核を占める。同年七月には制度が改変され、さらにロベスピエールが加わると、この委員会は保安委員会と並んで独裁的権限を行使するようになるであろう。最年少のサン・ジュストはここで主に軍事及び警察を担当する。

サン・ジュスト試案の影響下に起草された新憲法は一七九三年六月に議決される。前文として掲げられた一七九三年の人権宣言は第一条に「社会の目的は公共の福祉である。」と、個よりも全体を尊重することを示す。しかるに憲法第四条が市民の身分および帰化の規定を示しているが、市民とはフランスに生まれて居住する二一歳以上の男子と定義される。帰化の条件としては、一年間の居住、財産の保有、フランス人女性との婚姻、あるいは子供を養子としたか、老人を扶養した者とされるから、社会的、経済的制約は緩和されたというべきであろう。能動市民と受動市民の区別も撤廃されて、平等主義はより徹底される。さらに第一八八条では「フランス人民は自由な諸人民の友人であり、同盟者であることを宣する。」と述べ、第一二〇条では「自由の大義のために祖国を追われた外国人を、フランス人民は保護する。暴君を保護することは拒否する。」と記して、博愛主義的な立場をも明確にする。⁸⁴ 原理原則と思想に依拠する国家創造が高らかに宣

せられたとでもいえようか。しかしこの憲法は、急進的な性格のゆえに、発布されこそすれ、施行されなかつた。

現実においては政府が、憲法の精神とは矛盾する、より過激な外国人排斥の施策を実施していくのである。もはや外国人は、ひとしなみに革命の敵と見なされるのである。すでに一七九三年春、外国人の監視は明確な抑圧へと移行し、外国人の身分証明書は封印されていた。八月一日、共和国と戦争状態にある国の外国人は直ちに逮捕されることが定められる。なおこの法令では、国内滞在を許可された外国人は、滞在許可証の携帯が求められただけではなく、「歓待」と記された三色のリボンをつけることが義務化された。博愛主義的言辞をもてあそぶグロテスクなまでの差別意識の表象化は、ドイツ第三帝国におけるダビデの星を想起させずにはいられないであろう。続く八月二三日には国民総動員令が出されて、老若男女、すべてのフランス人が戦争の遂行に動員されることになる。九月一七日には反革命容疑者法が制定されて、いわゆる恐怖政治が開始される。一二月二五、二六日には国民公会の宣言に基づき、「外国に生まれた者は、フランス人民を代表する権利を有しない。」との法令が整備される。これによつて革命政府内に地位を得ていた外国人も排除され、政府自らが、普遍的博愛主義に基づく主張を撤回することになる。許されざる存在として糾弾される異邦人、異分子、分派活動者などは、政治的道徳的に異質であるのみならず、すでに出生によって悪と断定されているのである。逆に言えば、祖国の成員もまた出生によつて帰属が決定されることになる。ロベスピエールはクローツを次のような言葉で糾弾する。

「クローツはフランス市民の称号よりも、世界市民の称号を好んでいる。その不可避な結果として、外国勢力がジャコバン内部に居座ることになった。そうだ、外国の列強は我々の中に彼らのスパイを、彼

らの使者を、財務官と警察を忍び込ませている。クローツはプロイセン人なのである。⁽⁸⁵⁾

かつては新生国家に受け容れた人間を、異分子すなわち外国人と認定するに至った経緯がきわめて政治的であつて、恣意的であることはいうまでもない。しかしこのような判断によつて社会の浄化が推進されるのであれば、もはや共和国を突き動かすものは理性や原理ではなく、かつて小規模で均質な村落共同体で分かれ持たれていた排他的感情に類似した情念であると言えるのではないだろうか。やがてクローツとペインは投獄され、前者は斬首の憂き目にあうことになる。

このような状況を反映して、サン・ジュストの言説にも明白な変化が現れる。一七九三年一〇月一〇日の『革命政府を宣言する必要についての報告』では次のように断じている。

「新秩序の敵に対して、もはや何も手心を加える必要はない。いかなる犠牲を払つても、自由が勝利せねばならないのである。(……) 自由の敵が一人でも息をしている限り、安寧は期待できない。裏切り者だけではなく、無関心な者をも処罰しなければならない。」⁽⁸⁶⁾

共和国の敵は反革命分子であり、分派であり、外国人であるという論理は、ここにいたつて無関心な者さえも包含し、共和国に積極的に参加、貢献しない者はすべて断罪すべき二分法が成立する。かくして平和が到来するまでフランス政府は革命的であることが宣言され、新憲法の実施は見送られて、緊急事態を前に革命を導いてきた政治的的理想は沈黙を強いられるのである。「革命政府」はその強権の正当性を主権者たる人民の意志の中に確認する。人民の救済と必要性を鑑みれば、非常権限は不可欠なのである。とはいへ、その意志がごく限られた党派のものであり、異分子を排除して獲得されたものであることは明白である。

しかしながら強権を持つても国論を統一することは容易ではない。フランス国内に滞在するイギリス人を拘束する法律については、敵国政府と人民を区別すべきとの意見が稳健派から提出される。これに対しサン・ジュストは『イギリス人に対する法律についての報告』の中で、政府と人民との関係を次のように論じる。現実の状況をふまえると、はたして何が最も必要とされているのか。

「我々がまず第一に考えなければならないのは我々の祖国以外にはなかつた。地上のすべての人々によかれと願うことは出来るだらう。けれども実際に善をなしうるのは自分の国に対してもみである。

当「公安」委員会はこの真実を確信し、世界の中でフランス人民のみを考慮したのである。⁽⁸⁷⁾」

と、彼は実質的にフランス中心主義を是認する。それらは世界を最終的に革命対反革命、正義対悪、フランス対非フランスの二元論に還元していく。

「あなた方が賢明であつたことを証明するのは、勝利によつてである。勝利者となるのは力によつてであつて、あなた方が示すことを慇懃されている配慮によつてではない。長い間フランスに居住しているイギリス人には例外的措置をとることが求められてきた。（……）かくも多くのフランス人が自分の祖国に対して陰謀を企てているときに、誰がイギリス人の言動に責任を持つことが出来よう。⁽⁸⁸⁾」

もはや決然たる対応以外に一体何が出来よう。この論理は、開かれた自由の国を謳う原則をも否定するであろう。なぜなら敵国の人間をただ外国人であることによつて拘束することを認めるからである。もはや精神や思想よりも血と土の論理が優先する。

「どのような理由で生地を追われたのであれ、その心は、樹木が大地に根ざすように、生地に深く結びついている。さもなければ墮落してしまうだらう。すべてのイギリス人を疑つてかかる方が、祖国を救

うことをないがしろにするより、おそらく残酷さが少ないだろう。全世界が背いてしまった人民の中にいる外国人は当然反革命容疑者である。人間が自己の搖籃を愛する情は、不実な者の心に宿つた最後の徳だからである。⁽⁸⁹⁾

このような説明の下に、「共和国と敵対する国に生まれた者は、平和が回復するまで拘束される。」という法律が提案されたのであった。

サン・ジュストは一七九三年一〇月ライン方面軍の指導を委ねられ、パリとの間を往復しながら、慌ただしく任務をこなしていくのであった。それが外国＝反革命勢力の攻勢に対しての祖国防衛であつたことは言うまでもない。

彼が軍務を帯びて赴いたアルザスを、フランスとの関係で、どのように位置づけていたかは、祖国の概念とも直接からんで、きわめて興味深い。自身の言によれば、彼は「アルザスを救う」⁽⁹⁰⁾のである。しかし彼が推進したアルザス地方の同化政策、すなわちフランス語使用の強要、地名の変更など、いわゆるフランス化措置は、单一不可分な共和国を、異なる文化と歴史を保有する地方に強要するものに他ならなかつた。

「我々は皆共通の関心によつて結ばれています。攻撃された我々の自由を救うことです。あなた方はフランス人であり、共和主義者なのです。」⁽⁹¹⁾

地方住民にとつては、支配権力が封建領主からパリ中央政権へ交代したに過ぎず、しかも政府による強権発動は一層苛烈にさえなつた。⁽⁹²⁾ 革命政府は膨張主義と普遍的価値に対する楽天的信頼をもつていたともいえるであろう。共和国の单一性は、地方においても、絶えざる肅清と排除によつてのみ維持される。このような傾向は、革命の大義である普遍的価値の実現、平等主義の実践と裏腹に存在しつつ、止めどもなく過激化し

ていくのであった。

国家と人民の関係をどう捉えるかという問題にも変化が生じる。革命当初、諸国民は共に解放されるべき朋輩であつて、その政府とは峻別されていたのだった。対イギリス戦争は一七九三年二月一日に開始されたが、敵視され非難されたのは宰相ピットとその政府であった。しかし一七九四年五月二六日になるとイギリス人民をも人類の敵と断じ、イギリス人には死のみをもつて報いることが宣言されて、もはや容赦のない殺戮戦が展開されることになる。それは国境外に存在する外国人を対象にして、より攻撃的な戦闘になるであろう。

「イギリス人ないしハノーファー人は捕虜にされない。」⁽⁹³⁾

敵国政府のみならず敵国民イギリス人も殺さねばならない。人民はその政府に責任を持たなければならぬからである。自由な人民が反革命的政府を許すならば、それは裏切りに他ならない。よってイギリス人もまた人類にとっての異分子、部外者なのである。つまり敵国とその人民が同一視されるようになるのである。国王弾劾における論理を人類全体に適用した帰結は明白である。普遍的価値を実現した国家がフランス以外にはないのであれば、フランス人民は選ばれた民として、人権に目覚めた人類と同義語になる。隸属に甘んじ、圧制をも容認、支持する他国の人民と鋭く対立するのは止むを得ざることであるだろう。かくして、標榜され続ける普遍主義は、フランス中心主義および排外主義と一体のものになる。外国の国家と人民をともに弾劾し、領土を争つて戦闘を続行するならば、守るべき祖国は抽象的な理想ではなく、地理的、文化的、社会的実体として認識され、守るべき人民はその領域内に居住する集団として位置づけられる。したがつて祖国と人民の関係は、伝統的な帰属関係にきわめて類似することになる。

もとよりフランスとイギリスの間には領土を巡る対立と経済的競合関係が存在しており、反イギリス感情は国家フランスの成立に随伴するものでさえあつた。しかるに、一世紀先行して革命を実践、国王を処刑した事実によつて、イギリスは一八世紀啓蒙思想家たちから先達と仰がれ、その経験が模範として参照されてきたのであつた。だが、新たにフランスに敵対するようになつた現実によつて、イギリスに対する評価は、その人民を含めて、大きく変化したのである。⁽⁹⁴⁾つまり新生共和国の平等な成員が隣国に対して抱く感情は事新しいわけではなく、むしろ伝統的反イギリス意識に回帰したといえるではないだろうか。この点でも共同体への帰属意識は体制の違いを超えて連続したのである。

危機に瀕した祖国にとつては救国が至上命題である。恐怖を用いて生き残りを図つたのは状況のなせる業というものであったのであらうか。愛国者が共和国の存続に寄与するだけではもはや不十分で、その生命を賭すこと、さらには積極的に生命を棄てることが求められるようになるのである。一七九四年にマリー・ジヨゼフ・シェニエによって作詞された「出発の歌」には、

「震えあがれ、フランスの敵たちよ、

血と傲慢に酔いしれた王たちよ、

主権者たる民が前進するのだ。

暴君たちよ、棺の中に身を潜めよ。

共和国が我々を求めている。

勝たねばならぬ、さもなければ死なねばならぬ、

フランス人は共和国のために生き、

共和国のためにフランス人は死ななければならぬ。⁹⁵

と謳われることになる。すべての生命は祖国に属しているのである。全体に個人が従属する傾向は、いよいよ強まっていった。

ただし、こういった愛国的措辞が反革命勢力のものときわめて類似していることを指摘しておかなければならないであろう。例えばヴァンデ地方を席巻したフクロウ党の軍歌には次のような一節がある。

「神は、至上の善意によつて

百合の王国〔ブルボン王朝〕を見守つておられ、
愛しておられる人々が、

敵の手で滅ぼされることを望んではおられない。

忠実なフランス人の希望と義務は、

いつでも、法のために戦うことだ。

反乱を鎮圧し、

神と、名誉と、我々の権利の雪辱を果たそう。⁹⁶

ある集団に帰属する者が、その集団に命を投げ出し、敵対する集団と戦うことを徳とする意識構造は、革命に対する立場の相違を超えて、双方に観察される。そして何より興味深いのは、革命側も反革命側も各々がフランス人たることを自認し、自分たちが帰属する国を守ることを至上の目標としている点であろう。これをフランスにおける近代ナショナリズムの成立と見なすことが出来るのであろうか。⁹⁷

ロベスピエールの言説においても、普遍性と歴史が混同し、祖国と国家フランスが結びつけられる。

「そうだ、我々が住んでいる、自然によつてことさらに慈しまれた、この土地は自由と幸福のために造られて いる。情が豊かで誇り高い、この人民はまさに栄光と徳のために生まれてきた。ああ、我が祖国。（……）私はフランス人なのだ。そしてその代表の一人なのだ。ああ、至高の人民よ、私が捧げる自己の全存在を受けたまえ。この人民の中に生まれた者は何と幸福であろう。この人民の幸福のために死ねる者はもつと幸福ではあるまいか。」⁹⁸

地理的領土と歴史的存在としての人民から構成されるフランスを称賛するのである。バレールに至つてはもはや普遍主義に対する否定的な感情を隠そそうとさえもしない。

「人間性の感情は、地上に広がつて行くにつれて、弱まり、雲散霧消する。世界の友とは、祖国愛の甘美な感情を決して味わつたことはなかつた。友愛の感情についても同様である。有効に活用するためには、この感情を何らかの方法で限定し、抑圧する必要がある。革命の間、共通の関心によつて結びつけられている愛国者の中だけに友愛を集中させておかなければならぬ。」⁹⁹

愛国心はもはや理性的選択の結果ではなく、生理的情熱として位置づけられる。普遍性から特殊性へ、開かれた空間としての世界から閉ざされた空間としての固有の領土へ、非時間的觀念から歴史的現実へ、哲学から政治へ、祖国を巡る言説は明らかな変質をとげたのである。

* * *

サン・ジュストは一七九四年一月に北方方面軍へ派遣される。戦線はブレランクールから北にわずか數十

キロメートルのところで展開されていたから、祖国防衛は、彼にとつて故郷の防衛と異なるものではなかつた。事実彼は激務の間をぬつて故郷を訪れている。同年二月一九日には国民公会議長に選出され、二月三日に「ヴァントーズ法」を提出する。

ヴァントーズ法を提出したとき、彼は次のように述べている。

「共和国に反対するものの完全な破壊によつて、共和国は形成される。⁽¹⁰⁰⁾」

そして

「愛國者の財産は神聖である。しかるに陰謀を企てる者たちの財産が、すべての不幸な者たちのために、そこに存在しているのである。⁽¹⁰¹⁾」

と反革命分子の所有地を無償で分配することを提案する。新体制の創造が異分子の排除に他ならないことをこれほど明白に説明する言葉はないであろう。しかしあまりに過激な内容のゆえに、彼の言説は現実を踏み越えていく。

そもそもサン・ジュストは土地所有を国家体制の根幹に位置づけていたから、この法案はその軌跡を追う上でも欠くべからざるものである。しかしに、いくつもの演説や報告に明らかなように、彼は深刻化するインフレーションに憂慮を示していた⁽¹⁰²⁾。悪化する一方であつた経済状況は、彼も指摘するように、国家が没収した聖職者の財産を担保に発行され、当初は国有財産の売却によつて回収されることになつて、アシニヤ券の乱発に起因していたのであるから、経済および財政問題と、革命によつていかなる社会構造を作り出すかという基本政策でもある土地制度および農地改革は密接に関係していた。したがつて彼がヴァントーズ法を提案したとき、国家が所有する土地を有償で売却して経済危機を開くべき必要性を知らなかつたわけで

は決してなく、それを承知の上であえて貧農層を対象とした政治的施策を優先させたと考えなければならぬ。政府を支持していた階層や国民公会の勢力分布をふまえ、経済状況をも視野に入れれば、ほとんどユートピア的計画といえるだろう。国家の均質性とは、均等な国民によつて形成され、国民の均等性とは、同量の財産所有によつて裏付けられるという理念の表現でもある。祖国愛は土地への愛着となり、その土地を所有することによつて成立し、そのことによつてのみ共有されうるであろう。「事物の力によつて、思いもかけぬ結果に立ち至つた」との述懐はまさにこの時示されるのであつた。それは、あるいは、政治的決断を下さざるをえなかつたことについての感懷であろうか。だがヴァントーズ法が無条件に貧困層をも対象として土地の分配を規定すると、様々な社会集団から成り立つていた支持基盤に微妙な亀裂が生じさせ、持てる者の階層に不安を惹起する。その結果この法律もまた、実施を見送られるのであつた。当初徹底的な平等主義によつて根底的に革新されるはずであった社会構造が、排他的な、すでに土地を所有するブルジョワ階層を優遇するものに変質していくことは、つとに指摘されている。⁽¹⁰⁴⁾

しかしサン・ジュストはこの法律を、どのような構想の下に準備したのであらうか。彼が理想として描いていた社会が、もつとも体系的に記されるのは、『共和制度論断片』と呼ばれる遺稿においてである。これはテルミドール反動で逮捕された後、押収された書類の中に残されていた手稿の一部であるが、発表に及ばなかつた理由は、彼が活用しうる具体的な機会に恵まれなかつたことと、強いユートピア性に求められるであろう。しかし彼が行つた様々な報告や演説の背景には、このテクストに記されたような諸制度によつて成り立つ共和国が想定されていたのである。なお『共和制度論断片』と呼ばれる遺稿は、一七九三年から一七九四年まで執筆された部分と、政治的活動を始める以前に書かれたとおぼしき断片からなる。そもそも制度

とは彼にとつて何であったのか、その考察は折りにつけ表明されていた。

「我々は政府を持つている。（……）だが共和国の魂である諸制度が欠けているのである。^{〔106〕}」

そして、

「制度とは民衆の自由を保証するものであり、政府と市民を徳化する。^{〔107〕}」

ものなのであった。サン・ジュストはもはや成文化された法に対して有効性を認めなかつた。しかるに「制度」とは「法」に対立するものとして位置づけられ、圧制や専横に走る危険をはらむ後者を制御する役割を前者は負わされている。すなわち制度によって、良俗および善性が維持されることが可能になる。^{〔108〕} ありうべき社会を創るには、法よりもむしろ制度が必要であると考えたのである。一七九三年に制定された憲法が実施を見送られ、革命的政府が宣言された状況をふまえたものであろう。

「祖国を堅固たらしめるためには、崇高な人間が必要である。（……）かつて考えられたこともないようだ、それなしでは自由が全く存在しなくなるような、諸制度を創らなければならない。それらが祖国愛を支え、革命が終了した後も、革命的精神を支えるのである。^{〔109〕}」

しかしこのようないくつかの人間とはどのように形成されるべきものであるのか。『制度論断片』のかなりの部分が教育論にあてられているのは、まさにそのためであつた。幼児期を過ぎた青少年は祖国に属るべきものとされ、衣食住にわたる細かな制度が考察される。^{〔110〕} 人間を再生し、新たな国民を創成するために教育は当時の重要な政治的課題であり、様々な教育制度が構想されていた。サン・ジュストが示すあるべき国家像とは、こうした社会基盤に立つて、他および国家に対する個人の独立が保証され、相互が尊敬しあいながら労働を実践する徳が支配する世界なのであつた。そして

「習俗を刷新するためには、（……）なにがしかの土地を全員に与えなければならない。」⁽¹⁾

として、土地所有制度の詳細が説明されるのである。彼が理想と描く共同体は、小土地所有者が構成することによって、つまり個々の成員が独立自営の小生産者となることによって、その均質性が保たれるのであつた。その意味でヴァンドーズ法は彼の理想をかなり忠実に反映していたといえようか。ただしその実現が困難であることについては、現実政治家の目からきわめて冷静に判断していたに違いない。このような土地所有は理想の前提条件に過ぎなかつた。

「祖国とは決して大地ではなく、いくつもの情愛によって結ばれた共同体なのだ。各々にとつて尊いものを救済するため、あるいはその自由のために、各々が戦うことによつて、祖国は守られるのである。（……）自分の愛するもののために各々が戦うのである。眞実、そうであらねばなるまい。皆のために戦うことは結果に過ぎない。」⁽¹²⁾

その本質とはなによりも諸制度によつて形作られた精神なのである。

また倫理や情愛の尊重とはいゝ、あくまで全体のためであつて、個が副次的役割しか果たさないことは、革命の大義のためには密告が奨励されたことによつて象徴的に示されているだろう。冷酷と友愛の対比は、そのいぢれがより強く人の心を捉えるのであらうか。『共和制度論』において繰り返される「追放される」という文言は、均一な共同体としての国家が、異分子の暴力的な排除によつてしか維持され得ないことを明確に示している。この文脈で注目されるのは、サン・ジュストが売却された国家資産を個人的に購入していた事実であろう。彼の生活がきわめて質素に「スバルタ的に」送られていたことと考え合わせると、国有地を故郷ブレランクールの周辺で積極的に購入した意図は、いわゆる個人的利殖の目的とは無縁であつて、

国家財政を再建し（すなわち旧体制以来の赤字解消と戦費の捻出）、社会構造の変革によつて政治的安定を図ろうとする政策への共感ないし義務感から生じた愛国的行为として捉えるべきであろう。それは土地所有によつて祖国が形成されるという、彼の国家観を裏付けるものもある。⁽¹³⁾しかし当時はほとんどの政治家が売却される国家財産を購入しており、地位を利用して、蓄財と利殖を図る者も多かつた。⁽¹⁴⁾教会および貴族の資産を売却するに当たつては、その方法を巡つて対立があり、国民公会内部でも、いかなる階層を支持基盤としているかで意見が分かれ、政治的争点の一つであつた。⁽¹⁵⁾その限りでこの法律が実施され得ないものであつたことは当然である。だが別の観点からすれば、ブレランクール一帯に生きてきた先祖に対する愛着と、それゆえの愛郷心の発露とも考えることが出来るだろう。⁽¹⁶⁾

* * *

いわゆる恐怖政治が進行すると、「外国の陰謀」が糾弾されて、国内での異分子追求は熾烈を極める。「愛國者」や「善良なる市民」に対立する存在として、「反逆者」、「殺人者」などが指弾の標的になる。明白な反革命活動のみならず、共和国内で分派活動に与する人々もまた排除されねばならない。なぜなら分派活動とは国家の転覆を陰謀する集団であり、外国の手先とされるからである。外国とは專制政治の謂いに他ならぬ、新生共和国とは本質的に相容れない。連邦制もまた共和国の单一性を損なうものと見なされる。さらに異分子、外国人という言葉は、共和国に積極的な貢献をしない人々をも含めた包括的な悪の概念となる。つまり「单一不可分の共和国」の中に同化して、存在し続けるためには、内外の異分子と断固戦

うことが必要不可欠とされる。サン・ジュストの言説の中でも、愛国者という存在は思想性を完全に失って、その情緒性が強調されていく。

「自然を信じない者は、自分の祖国を愛することが出来ない。⁽¹⁷⁾」

それは祖国が歴史的伝統に、帰属意識が無反省で熱狂的な情念に回帰していくことでもあった。愛国者には何より自己犠牲が求められる。人権に依拠する市民の概念から、どれほど隔たった地点に到達してしまったことであろう。新たな国家像が次第に形成されていくにしたがつて、分派に対する警戒と攻撃は一層苛烈なものになる。祖国に属する者たちに対して均質性が強要されるようになると、単に異国に生まれ育つた人々だけではなく、革命を阻害する様々な存在が一様に外国人すなわち異分子として捉えられる。裏切りおよび陰謀に荷担する者、すべての分派活動を行う者、さらには革命に無関心である者もそこに加えられる。一九四四年三月一三日サン・ジュストによる『外国の分派活動についての報告』の中で、

「すべての党派は犯罪的である。なぜならそれは、人民と民衆社会の隔離であり、政府の孤立であるからだ。党派はすべて犯罪である。なぜならそれは、市民を分断しようとするからである。⁽¹⁸⁾」

と、あらゆる分派が外国の手先、祖国の敵と断罪されるのである。すでにアナカルシス・クローツに対する非難が如実に示していたように、反革命分子と認定する論拠は、もはや個人の思想や政治行動にあるのではなく、外国人としての出生に求められる。この時期の様々な言説で「祖国」を擁護するために、「外国」と「党派」ないし「分派」という概念が頻用されるのは当然の結果であろう。外部には他国が、内部には党派が祖国を脅かしているのである。しかも党派は外国の支持応援を受けているから、内外の敵は通じ合って、同一のものになる。このようにサン・ジュストが様々な機会に明らかにする図式は、一方に自由、徳、祖国

を、他方に抑圧、悪、部外者つまり外国を配している。前者は单一不可分であり、後者は多様性であり混沌である。祖国か敵か、自由か死か、二分法的世界觀が際立つことになる。共和国は何より均質であらねばならず、政府中央といさざかでも異なる党派の存在も否定される。国民の多様性を許容しないことが、国家統一の証明となるのである。戦時とはいえ、このような断定はもはや排外主義、盲目的愛国主義にすぎず、全体主義という言葉がこの時代を説明する適切な用語ではないにしても、すくなくとも集団主義とはいえるであろう。

不斷の党派抗争と革命の断行の中で、サン・ジュストの言説はさらに理想主義的な傾向を色濃くしていく。創造されるべき国家とは友愛に満ちた共同体なのである。

「共和国の全域で、分派の手先と共犯者を追求しなければならない。都市国家、つまり互いが友人であり、むつみ合う朋輩である市民を作らなければならない。⁽¹⁹⁾」

このような理想社会は『共和制度論断片』にも記されていたところであるが、それはもはや分派の追求と肅清によつてしか実現できないのである。そこに帰属を誓う人々をサン・ジュストは愛国者と名付ける。

「愛国者とは、一丸となつて共和国を支える者たちであり、個別に戦う者は誰であれ裏切り者である。⁽²⁰⁾」何よりも個別性が否定され、集団としての存在様態が尊重されるのである。さらに、

「単純な良識、魂の活力、精神の冷静、熱く純粹な心の炎、質実、無私、これが愛国者の人となりである。反対に、外国人はすべてを歪めてしまった。⁽²¹⁾」

とも記している。この徳によつて素朴な市民はその祖国に結びつけられると説明される。

「徳ないしは公共心を形成することに努めなければならない。それが最良の警察である。⁽²²⁾」

しかしきわめて高い倫理が期待されるのであるから、愛国者は凡夫というよりは選良というべき存在である。彼らの善性は決して牧歌的な素朴さのみを意味するものではありえない。

「革命的人間とは不撓不屈でありながら、分別を備え、つつましやかでなければならない。偽りの謙虚さを誇示することのない醇朴な人間でもある。そしてあらゆる嘘や不寛容に対しても決して妥協することができない敵なのである。¹²³」

愛国心の中に危険な、しかしそれゆえ有用なものがあることをサン・ジュストは認めるのである。

「祖国への真正な愛の中には、何かすさまじいものがある。つまりあまりにも排他的であるがゆえに、公共の利益のためには、無慈悲にも、恐れもなく、人間的尊厳をも持たずに、すべてを犠牲にするのである。¹²⁴」

それこそは恐怖政治を推進した人々の心性なのであろうか。しかもこの祖国は次第に固有の国家フランスに変貌していたのであった。したがつてこのような愛国者および愛国心の称揚と、普遍主義的な断定とは、明らかな断絶ないし撞着を示すようになるのであった。すなわち单一不可分の共和国は、フランスという歴史的連續性を尊重しつつ、一党派の論理を普遍的なものとして唱道する、きわめて狭隘な性格に変質してしまつたのである。この意味において新生共和国の創設は、旧来の国家フランスという意匠の再利用でしかなかつたのであった。

サン・ジュストは一七九四年四月末もなお北部戦線で指揮に当たっていたが、五月末にはパリに戻り、六月一〇日まで滞在する。彼自身の記録は残されていないが、この間、六月八日にパリで行われた「最高存在

の祭典」に、役職上参加したであろうことは確実である。ダヴィッドの演出にしたがつて、国民公会の議員は隊列を組んで行進し⁽²⁵⁾、祖国の祭壇として巨大な山が築かれたシャン・ド・マルスの会場ではロベスピエールが演説をしているからである。

「自然の創造者は生きとし生けるものを愛と淨福の巨大な鎖で繋いだのであった。それを断ち切った暴君たちに滅亡あれ。共和主義者であるフランス人たちよ、彼らが汚した大地を清めるのはあなた方の役目である。」⁽²⁶⁾

それは人民の徳を発展させる理神論的かつ愛国的信仰の創造であり、祖国が新たな原理によつて支えられていることの確認であるはずであった。しかし愛国的意識の対象が普遍的な祖国などではありえず、伝統的意匠としてのフランスという国家であることはもはや繰り返すまでもないだろう。

反革命勢力の弾圧をめざすものとして六月一〇日に可決される「プレリアル法」などについて、サン・ジュストは何も書き残してはいない。恐怖政治の終局において彼は、救国のみを願い、自己の職掌である対外戦争に専心していたように見受けられる。六月一〇日に北部戦線に復帰すると、六月二六日、彼の指導下にあつたジュルダンがフルリュスにおける戦闘で歴史的勝利をおさめるのであつた。しかしこの勝利と全戦線におけるフランス軍の前進によつて共和国の危機が回避されると、まさにそれがために独裁政府の存在理由は揺らぎ、体制の求心力は失われてしまう。七月二七日にいわゆる「テルミドール反動」が起こり、サン・ジュストはロベスピエールらと共に逮捕されて、翌日処刑されるのである。それは政治力学の必然であつた。たとえ彼らが革命政府の中心に位置し得たとしても、それが内外の脅威を背景にして展開される諸党派との抗争の一時的な結果にすぎず、彼らの急進性が政治的正統性（そのようなものが反革命勢力以外に存在し得

たであろうか。) を獲得しえないのであれば、排除された分派とはあくまで相対的な差異があるだけのことになる。山岳派ないしはロベスピエール派と、それに対立する左右両勢力との抗争はすでに指摘されていることでもある。一時は独裁的権力を握った彼らも、やがては自らが糾弾し殲滅しようとした諸勢力と同じ末路をたどらざるをえなかつた。サン・ジュストがテルミドール九日に行つた演説が次のように始められたことは象徴的でさえあろう。

「私はいかなる分派にも属してはいない。すべての分派に対して、私は戦うであろう。(……) 私があなた方に話すのは、祖国の名においてである。私は我が国に有用であったと信じていて、我が国が波乱を避けることにも貢献したと信じている。⁽²⁷⁾」

しかしその言葉が党派性を離れて受け容れられることはもはや不可能であった。それゆえ分派の否定は自己の否定に直結した。彼が国政に参加してからわずかに二年足らずのことである。

処刑場に挽かれていくサン・ジュストが示した無抵抗な様子は、人々に強い印象を与えたようである。⁽²⁸⁾しかし彼はすでに幾度も現実に対する諦念を漏らしていた。個、正確には自己に対する恬淡さは、『アルルカン・ディオジエース』の中でも、

「私は何も愛さない。私は何も憎まない。」⁽²⁹⁾

と歌われていた。もちろんそれは登場人物の科白であり、また作者である青年の客氣であつたかも知れない。しかし『自然論』の中では、より意識的な態度として、

「私はすべてを放下することで、すべてに執着する。」⁽³⁰⁾
と記されていた。さらに『共和制度論断片』の中には

「私を形作り、あなた方に話しかけている、この肉体を私は軽蔑する。誰でもこの肉体を苛んで、殺してしまったことが出来るであろう。しかし、永劫と無窮の中に私が勝ち得た不羈の生命を、一体誰が奪えるであろう。」

と、あたかも自己の最期を予期していたかのようの一節が残されていた。状況の力によって予期せざる境地に到達した、彼の偽らざる感懷であろう。

はたして祖国の観念とは本質的に排他的なものであるのだろうか。

革命当初新たに建設すべきとされていた祖国像とは、伝統や文化を捨象された、政治的な次元における普遍的理念に他ならなかつた。それは、全市民が均質な国家を創り上げることを謳う新生共和国と等価な存在でもあつた。しかし理念を共有することを条件として成員の帰属が決定される以上、市民と祖国の関係は選択可能であつて、裏返せば、暗黙の内に排除を前提としていた。したがつて現実の様々な困難が出来すると、国家は異分子を切り捨てることによつて存続を図ろうとする。内外の脅威にさらされ、いわば「事物の力」に翻弄される過程で、共和国は内包していた排他的性格を露わにし、その結束を維持するためにフランスという伝統的意匠を最大限に活用せざるを得なくなるのであつた。つまり掲げられ続ける普遍性への志向にもかかわらず、新体制の祖国に捧げられる愛国心はその活力を旧体制下の歴史の中から汲み上げることを余儀なくされるのである。⁽¹³⁾当初の博愛主義的な共和国への帰属意識は、ほとんど生理的で歴史的な感情である「祖国」意識を動員するに至る。かくして伝統的な祖国觀と革命的祖国の概念の間には、政治的相違にもかかわらず、共通の想像力が通底することになる。それは開かれた国家として設定された「祖国」の普遍性の

喪失に他ならず、国家の実態は、現実政治の中で、次第に閉ざされ、狂熱的なものになつていったのである。⁽³⁴⁾ このような状況の中でサン・ジュストは、ひたすら異分子を排除することで、国家の均質性を追求し新体制を確立しようと試みたが、その排他性のゆえに自己もまた排除されることになるのであつた。その意味で、彼の存在は理念と実践の乖離、両者の矛盾の止めどもない拡大に他ならなかつたといえるであろう。

注

- (一) Albert Thibaudet, *Histoire de la littérature française de 1789 à nos jours*, Stock, 1936, pp.3-7.

(二) 『レ・ムーランの革命家たち』、アントワネットの時代、ローラン、ルイ・フィリップ、ナポレオン。翠堤『Le sentiment de génération chez Benjamin Constant』、『革命家』、大革命編成の問題、アントワネット、ルイ・フィリップ、ナポレオン。

(三) Cf. Jean-Pierre Gross, «Saint-Just en mission. La naissance d'un mythe», in *Annales historiques de la Révolution française*, Société des études robespierristes, (エコール AHRF), No.191, 1968, pp.27-59; Dominique Aubry, *Quatre-vingt-treize et les Jacobins, regards du 19e siècle*, P. U. de Lyon, 1988.

(四) Jules Michelet, *Histoire de la Révolution française*, Gallimard, Pléiade, 1952, t.II, p.75 sq.

(五) *Rapport sur les personnes incarcérées*, 8 ventôse An II (26 février 1794), Saint-Just, *Oeuvres complètes*, éd. par M. Duval, Lebovici, 1984, (エコール OC), p.705. シテ・ル・ミニエー・ド・サン・ジスト、革命家の墨蹟函が「最強」の名前で記載される。シテ・ル・ミニエー・ド・サン・ジスト、*théoricien de la Révolution*, introduction, notes et choix de textes par Charles Vellay; L. Jaspard, 1946; Saint-Just, *Discours et Rapports*, introduction et notes par A. Soboul, Editions sociales, 1957 より参考。

(六) Françoise Kermina, *Saint-Just, la Révolution aux mains d'un jeune homme*, Librairie Académique Perrin, 1982, p.202.

(七) 「革命の癡漢は革命を止めるが如く」 *Fragments d'institutions républicaines*, OC, p.983. Cf. F. Kermina, *op.cit.*, p.257.

(八) F. Kermina, *op.cit.* シテ・ル・ミニエー・ド・サン・ジスト Charles-Albert Michelet, «Economie et politique de Saint-Just», in *Actes du colloque de Saint-Just*, Société des études robespierristes, 1968, pp.151-201. シテ・ル・ミニエー・ド・サン・ジスト『憲法』の母國であるソルベーの墨蹟。

(九) F. Kermina, *op.cit.*, p.264. シテ・ル・ミニエー・ド・サン・ジスト Jean-Pierre Gross, *Saint-Just, sa politique et ses missions*, Bibliothèque nationale, 1976, p.543.

(十) フィエ・ド・ノルマンディーの墨蹟からかに変化したやうな墨蹟が見られる。セント・ジストの顔面を参照。

(十一) Lucien Jaume, *Le discours jacobin et la démocratie*, Fayard, 1989; Michèle Ansart-Dourlen, *L'action politique des personnalités et l'idéologie jacobine*, 1990.

L'Harmattan, 1998.

- (11) Jacques Godechot, 『Nation, patrie, nationalisme et patriotisme en France au XVIII^e siècle』, in *Actes du Colloque, Patriotisme et Nationalisme en Europe à l'époque de la Révolution française et de Napoléon*, Société des études robespierristes, 1973; Olivier Le Cour Grandmaison, *Les citoyennetés en Révolution(1789-1794)*, P.U.F., 1992; Sophie Wahnich, *L'impossible citoyen, L'étranger dans le discours de la Révolution française*, Albin Michel, 1997.
- (12) もともと最も権威的な議論は、パリの近隣で Bernard Vinot, *Saint-Just*, Fayard, 1985 であるが、これは著者が死んだ。Albert Olivier, *Saint-Just et la force des choses*, Gallimard, 1954; Maurice Dommangeat, *Saint-Just*, Editions du Cercle, 1971; Denise Centore-Bineau, *Saint-Just*, Payot, 1980; F. Kermina, *op.cit.*; Albert Ladret, *Saint-Just ou les vicissitudes de la vertu*, P.U. de Lyon, 1989; また次の脚注に記載する。これらが最も有用である。Jaen-Pierre Gross, 『Essai de bibliographie critique de Saint-Just』, in *Actes du colloque de Saint-Just*, Société des études robespierristes, 1968, pp.343-463.
- (13) F. Kermina, *op.cit.*, p.18. たゞ一歩足踏み回り年々人口が〇〇人増加する。M. Dommangeat, *op.cit.*, p.87.
- (14) たゞ一歩足踏み J. Michelet, *op.cit.*, t.2, Livre XIX, chap.1, p.854.
- (15) Miguel Abensour, 『La philosophie politique de Saint-Just』, in *AHRF*, No.185, 1966, pp.1-32, pp.341-358; Maurice Dommangeat, 『Saint Just et la question agraire』, in *AHRF*, No.183, 1966, pp.33-60.
- (16) 17世紀の農地所有権による地主階級による土地の集中化を指す。Pierre Brunet, *Structure agraire et économique rurale des plateaux tertiaires entre la Seine et l'Oise*, Caen, Société d'impressions Caron, 1960. 18世紀初頭から、土地所有者が多くの小地主を駆逐する、大規模化したかが誰も議論されていない。
- (17) F. Kermina, *op.cit.*, p.22.
- (18) Edouard Fleury, *Saint-Just et la Terreur*, t.1, pp.52-53, cité par M. Dommangeat, *op.cit.*, p.91.
- (19) 1789年7月、大革命初期に、議院は大革命の影響で出発した。F. Kermina, *op.cit.*, p.21.
- (20) Françoise Brunel, 『Les derniers Montagnards et l'unité révolutionnaire』, in *Actes du Colloque, Girondins et*

Montagnards, sous la direction d'Albert Soboul, Société des études robespierristes, 1980, p.297.

- (21) Thrion, *Compte moral à ses collègues*, (16 germinal an II), cité par F. Brunel, *art.cit.* ジュの歴史のトランスにおける教育について
レーヴィー Daniel Mornet, *Les origines intellectuelles de la Révolution française 1715-1787*, Armand Colin, 1954, Troisième
partie, L'exploitation de la victoire を論議した。
- (22) Cf. A. Ladret, *op.cit.*, p.35.
- (23) M. Dommanget, *op.cit.*, p.58; B. Vinot, *op.cit.*, p.42 sq.
- (24) Cf. M. Dommanget, *op.cit.* ジュからしておじよもじる全体の性格が変わらぬのではな。
- (25) 軍艦の体裁をもつての存在が一九六一年に確認されたと至る事情にてレーヴィー M. Dommanget, *op.cit.* の “Un manuscrit
de Sait-Just: sa monographie du château de Coucy” 題やねだ一章が委曲をつけて説明してある。
- (26) B. Vinot, *op.cit.*
- (27) M. Dommanget, *op.cit.*, p.40
- (28) ジュの歴史課レーヴィーはサン・ルイ宮殿の恋愛体験を組み込んで説明するにあつた。すなわち、女性と逢ふ弓をした
記憶が、ジュの十代を特別に愛着あるものだったのだとある。A. Ladret, *op.cit.*, p.33.
- (29) *Monographie du Château de Coucy*, OC, p.40.
- (30) 壮年レーヴィー 「祖国の大愛死」 にてレーヴィー Ernst H. Kantorowicz, *Mourir pour la patrie et autres textes*, traduit
par L. Mayali et A. Schütz, P.U.F., 1984; Collette Beaune, *Naissance de la nation France*, Folio Histoire, 1985. #た祖国愛
念の変遷にてレーヴィー Lucien Febvre, *Honneur et Patrie*, Perrin, 1996; Jean de Viguerie, *Les deux patries, essai historique sur
l'idée de patrie en France*, Dominique Martin Morin, 1998.
- (31) 政治的な疑惑から彼を攻撃するためには軍艦や船の上での、その信憑性に疑問を呈する立場 (Charles Vellay) や、リ
ルマニエール以後にサン・ルイ宮殿の関係を清算する目的で、彼の周囲にいた者たちによじる書類が捏造されたとする
立場 (A. Ladret)、あるいは監察の報告に信頼をねじて、疑問の余地はなこむずの立場 (B. Vinot) など、今日に至るま
で船説が入り乱れてくる。これらの紹介および監察書類は A. Ladret, *op.cit.*, p.22 sq. et p.293 sq. を参照のじよ。また監
察書類には彼がアルトワ伯爵のトランクを修しむべく、やがてアメニカに渡るムードル船やねこだされね

(F. Kermina, *op.cit.*, p.25.) が、上の点について真偽は不明である。

- (47) Cf. "Patrie" et "Serments civiques", in Jean Tulard et Alfred Fierro, *Histoire et dictionnaire de la Révolution française 1780-1799*, Robert Laffont, 1987, p.1095.
- (48) *Le Moniteur universel*, No 197, 16 juillet 1790, in *Réimpression de l'ancien Moniteur*, Plon, 1860, t.5, p.17.
- (49) Première lettre à Robespierre, 19 août 1790, *OC*, p.267.
- (50) 2e lettre à Beuvrin(?), le 18 février 1791, *OC*, p.274.
- (51) *Esprit de la Révolution et de la Constitution de France*, *OC*, p.289.
- (52) *Ibid.*, p.338.
- (53) *Ibid.*, p.307.
- (54) *Ibid.*, p.287.
- (55) *Ibid.*, p.302.
- (56) *Ibid.*, p.303.
- (57) 一七八九年八月二二日の「人権宣言」の所有権は聖職者同様たゞのスルトと認めた。
- (58) 「」の聖職者と農民との間で、多くの體裁を參照する。Albert Soboul, 『Problème national, réalités sociales』, in *Actes du Colloque, Patriotisme et nationalisme en Europe à l'époque de la Révolution française et de Napoléon*, Société des études robespierristes, 1973, pp.29-58.
- (59) *Esprit de la Révolution et de la Constitution de France*, *OC*, p.282.
- (60) *Ibid.*, p.325.
- (61) 前年の憲政祭は、その上に、大革命が開始されたことを記念して、大革命の象徴である自由、平等、博愛の精神を記念して、毎年開催される。
- (62) *Les Constitutions de la France depuis 1789*; Maurice Duverger, *Les Constitutions de la France*, P.U.F., 1944.
- (63) たゞこの聖職者と農民が未分化で、大革命を主導するなかなかおせなかつた。
- (64) Jacques Verrière, *Genèse de la nation française*, Flammarion, 2000.
- (65) S. Wahnich, *op.cit.*, p.107.
- (66) *Histoire parlementaire de la Révolution française ou Journal des Assemblées nationales (1789-1815)*, Paris, 1834, cité par

Mona Ozouf, *L'homme régénéré*, Gallimard, 1989, p.168.

- (67) *Ah! Ça ira*, in (éd.) Michel Delon et Paul-Edouard Levayer, *Chansonnier révolutionnaire*, Gallimard, 1989, p.53.

- (68) S. Wahnbich, *op.cit.*, p.82 et p.64.

- (69) *Ibid.*, p.84.

(70) Lettre à Daubigny, été 1792, OC, p.363. たゞナ・・ムラベニガタムハメド捕ひやられた国王の護送に当たつたるやう説
を採るが、眞偽は不明だ。

(71) リの難作は未だア・一九五一年ハトーベリヤーが発見やる。成立年ゼリヘントは解説あつたが、アバンヌールによへ
て確定されたと記すべきだ。M. Abensour 『Les théorie des institutions et les relations du législateur et du peuple selon
Saint-Just』, in *Actes du colloque de Saint-Just*, Société des études robespierristes, 1968, p.250. Cf. A. Ladret, *op cit.*,
p.54. たゞアトーベル『自然解説』も参考。

- (72) *La Marseillaise*, in *Chansonnier révolutionnaire*, p.85 sq.

(73) 共和國の理念に死を対置せらるる語法は事新しゆのではなく、革命当初には「自由に生きる、やむなく死を」ところ
標語が流布していった。それは自由に生きるにが許されなければ死を甘受せねばならぬとするのであって、新生共和
國の人民に示された二種選択は他ならなかつた。しかるに「博愛が死か」の標語は、自国民のみならず他国民に対する
要請をも包含する。やなわち同化か、やむなく死滅か。共和国は、標榜する博愛理念を共有しえぬ勢力を排斥、殲滅
すべしを掲げたのである。革命期にねじて博愛として體念がいかなる意味を持ったか、またどのように変遷したか
はアーヴィングの著書『革命』によれば、Marcel David, *Fratérité et Révolution française*, Aubier, 1987 が参考になつた。

- (74) *Discours sur le jugement de Louis XVI*, 13 novembre 1792, OC, p.381.

(75) *Second discours sur le jugement de Louis XVI*, 26 décembre 1792, OC, p.401. 「あなた方」とは演説の聞き手である国民公
会議員。

- (76) *Discours sur le jugement de Louis XVI*, 13 novembre 1792, OC, p.380.

- (77) *Discours sur les subsistances*, 29 novembre 1792, OC, p.383.

- (78) *Ibid.*, p.387.

- (79) *Ibid.*, p.382.
- (80) Cf. Ch.-A. Michalet, *art.cit.*
- (81) *Discours sur les subsistances*, 29 novembre 1792, *OC*, p.390.
- (82) *Essai de constitution* in *Discours sur la constitution de la France*, 24 avril 1793, *OC*, p.425.
- (83) *Ibid.*, p.441.
- (84) *Les Constitutions de la France depuis 1789*.
- (85) François Alphonse Aulard, *La société des Jacobins, Recueil de documents pour l'histoire du club des Jacobins de Paris, 1889-1895*, t.5, p.555, cité par S. Wahnhich, *op.cit.*, p.197. トナリル母リニヨウノ「革命論」トガ、四年十一月に発表した。田バハニシタリモヘキエラセヨ。職事共モシテテモノノ。
- (86) *Rapport sur la nécessité de déclarer le gouvernement révolutionnaire*, le 19, 1er, An II (10 oct. 1793), *OC*, p.520
- (87) *Rapport sur la loi contre les Anglais*, le 25, 1er, An II (16 octobre 1793), *OC*, p.536
- (88) *Ibid.*, p.538. 「あなた方」トガ、恒々留ミテ、トハ・シテルカの難知をばいた国民公会の議員たむをアリ。
- (89) *Ibid.*, p.538 sq.
- (90) *Les représentants à l'armée du Rhin au Comité de salut public*, 3e jour du 2e mois An II (24 octobre 1793), *OC*, p.545
- (91) *Aux maire et officiers municipaux de Westhoffe, district de Strasbourg*, 8 du 2e mois (29 octobre 1793), *OC*, p.559.
- (92) ハルサスギリヘシテ、Philippe Dollinguier et Raymond Oberlé, *L'histoire de l'Alsace*, SAEP, 1985. トガ、ハルサスギリヘシテ、Roland Oberlé et Michel Perronet, *La Révolution en Alsace*, Horvath, 1989. も参照した。特に地方固有の鼎の闇やうせ、Charles Kieffer, 『La politique linguistique de la Révolution française en Alsace』, in *La Révolution française et l'Alsace*, Cernay, Vive 89, t.1, 1989, pp.21-46 ; Pierre Schiéle, 『La République, oui! Mais quelle république?』, *ibid*, t.4, 1992, pp.195-212 ; Jean-Joseph Feltz, 『Citoyenneté, patrie et nationalisme en Allemagne : évolution de ces concepts à la lumière de la Révolution française』, *ibid*, t.5, pp.29-55. もともと、黒昧深かへた。やがて現代的な意味を孕むものに至るまで、トガの難知をアリ。
- (93) *Décret du 7 prairial an II*. (26 mai 1794) cité par S. Wahnhich, p.237. トガ、施行されぬままなかへた。トガ、反イギリ

ノ威儀がやるやうに變つてゐる所へんぢやないであらう。

56

- (94) Cf. S. Wahnich, *op.cit.*, p.279.
- (95) Marie-Joseph Chénier, *Poésies*, Charpentier, 1844, pp.115-117. Cf. *Le chant du départ*, in *Chansonnier révolutionnaire*, p.180.
- (96) *Chant de départ pour l'armée des Chouans*, in *Chansonnier révolutionnaire*, p.131.
- (97) Cf. Eric Hobsbaum, *Nations et nationalisme depuis 1780*, Gallimard, 1990, p.35. ノア・ホーバーは、國家=人民=民族の一致を、中庸の民族主義と民族主義の極端な民族主義と見做す。前者は「民族」の概念を「民族」の概念と見做す。後者は「民族」の概念を「民族」の概念と見做す。
- (98) Maximilien Robespierre, *Sur les rapports des idées religieuses et morales avec les principes républicains et sur les fêtes nationales*, 18 floréal an II (7 mai 1794), *Ecrits*, présentés par Claude Mazuric, Messidor/Editons sociales, 1989, p.308 sq.
- (99) Convention nationale, 28 messidor An II, *Le Moniteur universel*, No 299, 29 messidor An II (17 juillet 1794), in *Réimpression*, t.21, p.235.
- (100) *Rapport sur les personnes incarcérées*, 8 ventôse an II (26 février 1794), *OC*, p.700.
- (101) *Ibid.*, p.705.
- (102) Cf. Ch.-A. Michalet, *art.cit.*, ノア・ミカレットの經濟問題や内閣問題は、一七八九年一一月二十九日の『食料と服装や内閣問題』から、農業的な『共和国制度論述』と併んで『共和国制度論述』に集中して、その原因、鎮壓策、不均等利得を理由とした統治の統一と継続的かつ発展的の問題となる。この問題の性質がいかに彼の思考に深く根元に入ったかが示される。
- (103) *Discours sur les subsistances*, 29 novembre 1792, *OC*, pp.382-390.
- (104) Albert Soboul, «La Révolution française. Problème national et réalités sociales», in *Actes de Colloque, Patriotisme et Nationalisme en Europe*, Société des études robespierristes, 1973, p.51.
- (105) ノアの体裁を最もよく再現したのが聖・ジスト *Théorie politique*, éd. par Alain Liénard, Seuil, 1976 である。しかし、ノアの著述の成り立ちは、確定するに至らなかった問題である。Cf. B. Vinot, *op.cit.*, p.360. 『共和論述』と『共和国制度論述』の問題

の差異は、原初に存在し得たとする社会から、その善性を回復し保証する制度と関心が移動した点にあるだろ。現実政治に身を置く者として当然である。Cf. Michèle Ansart-Dourien, *L'action politique des personnalités et l'idéologie jacobine*, L'Harmattan, 1998, p.206.

- (106) *Rapport sur les personnes incarcérées*, 8 ventôse An II (26 février 1794), OC, p.699.

- (107) *Fragments d'institutions républicaines*, OC, p.966.

(108) 次のように述べる。「人民が田畠を耕す限り、そのすべての制度が存在する。私は考へる。(……) 超過出来ぬだけ少なくなければならぬ。多くの法がある以上では、人民は奴隸なのである。」*Ibid.*, p.976. Cf. F. Kermina, *op.cit.*, p.257.

- (109) *Rapport sur la police générale*, 26 germinal An II (15 avril 1794), OC, p.818.

(110) ジュノ・ペロスの教育論を検証する。ルーカス・ルーハンが「彼の理論と革命活動の間にほんの関係がない」とは断じである (Maurice Dommanget, «Saint-Just et l'éducation», in *Actes du colloque de Saint-Just*, p.211.) 認して、「のばある意味において正確であらう。現実の政治に身を置いたがゆえに、限りなく先鋭化し、ホールド化していく傾向」こそ、彼の転説が孕んでいた宿命であり、矛盾であつたからである。あるいは彼はすでに絶望していたのである。

- (111) *Fragments d'institutions républicaines*, OC, p.996.

- (112) *Ibid.*, p.977.

(113) サン・ジュストは一七九二年六月に約六ヶクタール、同年七月一・三ヶクタールの土地をノワヨンで購入している。価格は八四九三フランであった。また同年七月から一〇月にかけて間接的に五ヶクタール弱を同地周辺で獲得したともいわれている。前者は、テルミニール以後、国家によって没収されて一七九五年に二五六二フランで売却されたが、後者はサン・ジュストが所有者であったとの認定がされず処分は保留された。ちなみにサン・ジュストが相続していた土地は一七・九ヶクタールであり、比較的裕福な境遇にあったことはすでに述べたとおりである。したがって彼が不相応な資産を獲得したとは言えないとある。以上は M. Dommanget, *op.cit.*, «Saint-Just acquéreur de biens nationaux», pp.59-69. の説明による。

- (114) 資産規模は必ずしも面積だけでは比較できないが、政治的に過激であつたロベール・モレル・クタールを、国民公会議員の一人にふたたては二二五ヶクタールをも獲得してしまつたのである。
- (115) 国有財産売却の全貌について、Bernard Bodinier et Eric Teyssier, *L'événement le plus important de la Révolution, La vente des biens nationaux*, Société des études robespierristes et Editions du Comité des travaux historiques et scientifiques, 2000. がりだめの財産を解散するのと、轉換するもののが多かった。
- (116) Cf. M. Dommange, *op.cit.*, p.77. たゞせばハシヤトノ・ロハス、国家財産を積極的に購入するが、彼の場合せつゝハメド政治活動を展開するものの橋頭堡の確保とした意味合が強く、購入やれた土地と自らの田舎とは無関係で、個人的愛着などは存在しなかつた。
- (117) *Rapport sur la loi contre les Anglais*, 25e jour du 1er mois de l'An II (16 octobre 1793), OC, p.539.
- (118) *Rapport sur les factions de l'étranger*, le 23 ventôse An II (13 mars 1794), OC, p.734.
- (119) *Rapport sur la police générale*, 26 germinal An II (15 avril 1794), OC, p.809.
- (120) *Ibid.*, p.736.
- (121) *Rapport sur les factions de l'étranger*, le 23 ventôse An II (13 mars 1794), p.734.
- (122) *Rapport sur la police générale*, 26 germinal An II (15 avril 1794), p.811.
- (123) *Ibid.*, p.809.
- (124) *Rapport sur la conjuration ourdie depuis plusieurs années par les factions criminelles, pour absorber la Révolution française*, le 11 germinal An II (avril 1794), OC, p.760.
- (125) *Le Moniteur universel*, No 259, 19 prairial An II (7 juin 1794), in *Réimpression*, t.20, p.653 sq.
- (126) *Ibid.*, No 262, 22 prairial An II (10 juin 1794), in *Réimpression*, t.20, p.683.
- (127) *Discours du 9 thermidor An II*, (27 juillet 1794), OC, p.907 sq.
- (128) 中々カイヤール監視も本意、恐怖政治下では死刑場に處せられたが田舎者にて、多くは驚くが従順れど身柄の拘束に応じていた。F. Kermina, *op.cit.*, p.280.
- (129) *Arlequin Diogène*, OC, p.246.

- (130) *De la Nature*, OC, p.954.
- (131) *Fragments d'institutions républicaines*, OC, p.986.
- (132) ナルバッセロ・ペスコーニーの遺稿で、ナポレオンの終焉とナポリ、モナコの歴史を記した。ナポリは、ナポリ王室の本拠地であり、ナポリ王室の歴史とナポリの歴史が密接に結びついていた。
- (133) Philippe Cotamine, «Mourir pour la patrie, Xe-XXe siècle», *Les lieux de mémoire*, sous la direction de Pierre Nora, II, *La Nation*, Gallimard, 1986 など。
- (134) Cf. M. Ansart-Dourlen, *op.cit.*, p.225 sq.; Jean-René Suratteau, *L'idée nationale de la Révolution à nos jours*, P.U.F., 1972; Brigitte Krulic, *La nation, une idée moderne*, Ellipses, 1999; J.Verrière, *op.cit.*; E.Hobsbawm, *op.cit.* など。